



～ともに認め合い、輝いて生きるために～

第4次上田市男女共同参画計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

令和4年3月

市長あいさつ

上田市では、男女共同参画条例に基づき、平成 19 年度から 5 年ごとに計画を策定しており、今般、令和 4 年度から令和 8 年度までの第 4 次計画を策定いたしました。計画では、「女性と男性がともに認め合い、それぞれの個性と能力を発揮でき、誰もが輝いて生きることができる社会の実現」を目指しております。具体的には、慣行・慣習や、今までの社会制度などに因り、「女性はあるべき、男性はあるべき」と一人ひとりが性別で固定され、一人の人間の意思などが周りから封じ込められてしまうのではなく、誰もが輝きたいときに輝くことができ、活躍したいときに活躍できる、そういったお互いの意思などを認め合える社会にしていこう、というものです。



世界経済フォーラムが発表する男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、令和 3 (2021) 年の日本の総合スコアは 156 か国中 120 位と先進国の中で最低レベルとなっています。政治分野における国会議員の女性割合や、経済分野での女性管理職の割合が低いことが、日本の数値を下げている要因であり、世界各国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中で、日本が遅れを取っていることを示しています。男女の人口割合が半々であることから双方の視点を取り入れることは必然であり、今後はより一層、政策・方針決定の場へ女性の参画を進め、男女共同参画に向けた取り組みを加速させていくことが重要となります。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、人々の暮らしに大きな影響を及ぼしています。特に女性を取り巻く環境は様々な形で深刻な影響を受け、配偶者等からの暴力、非正規雇用労働者やひとり親、生活上の困難に陥りやすい女性の増加など、これまでの固定的な性別役割分担意識に起因した様々な問題が浮彫りとなり、男女共同参画の重要性が改めて認識されているところです。これらのことを踏まえ、第 4 次計画へ活かしていくことは、今の時代に生きる私たちの責務であると感じております。

一人ひとりが持つ違いや多様性を包摂し、誰一人取り残さない、誰もが自分らしく生きていくことができる社会の実現に向け、本計画に基づいて男女共同参画の推進を市民の皆さまと共に、一步一步着実に進めてまいります。皆さまの一層の御理解と御協力を心よりお願いいたします。

最後に計画策定にあたり、建設的に御審議いただきました上田市男女共同参画推進委員会委員の皆さま、貴重な御意見・御提言をいただきました市民及び男女共同参画を推進する団体の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和 4 (2022) 年 3 月

上田市長 土屋陽一

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	
第2節 計画の位置づけ	
1 各計画との関連性	
2 SDGs(持続可能な開発目標)と男女共同参画	
第3節 計画期間	
第4節 推進体制と進捗管理	
1 推進体制	
2 計画の進捗管理(PDCAの推進)	
第2章 計画策定の背景	5
第1節 男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化と国・県の動向	
1 世界の動向	
2 国や県の動向	
3 社会情勢の変化	
第2節 上田市の現状	
第3章 計画の目標と体系	12
第1節 本市の男女共同参画の基本理念とキャッチフレーズ	
第2節 基本目標と重点施策	
1 基本目標	
2 成果指標	
3 施策体系	
第4章 施策の展開	17
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた学びの推進	17
重点施策① ジェンダーギャップ(男女の格差)解消に向けた啓発のさらなる強化	
重点施策② 男女共同参画の視点に立った子どもへの教育・学習の充実	
重点施策③ 人権や多様性の尊重に関する理解の促進	
基本目標Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり(女性活躍推進計画)	25
重点施策④ 意思・方針決定の場への女性の参画促進	
重点施策⑤ 働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進	
基本目標Ⅲ 男女でつくる安全・安心な社会	35
重点施策⑥ あらゆる暴力の根絶に向けた取組(DV対策基本計画)	
重点施策⑦ 貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援	
重点施策⑧ 男女ともに健康で過ごすための支援	
重点施策⑨ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	
資料編	45
第1節 用語解説	
第2節 策定体制と策定経過	
1 策定体制	
2 策定経過	
第3節 上田市男女共同参画推進委員会委員名簿	
第4節 上田市男女共同参画推進条例	
第5節 国連の女性問題への取組と日本の動き	

コラム① 人権と多様性への理解～選択的夫婦別姓制度とは?～	24
コラム② 諸外国に学ぼう!父親の育児休業取得率アップのための工夫	34
コラム③ 誰もが持っている健康で過ごすための権利～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ～	42

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国は平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法を制定し、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目的とし、5つの基本理念に沿って、その実現を目指してきました。

男女共同参画社会の基本理念



出典：内閣府男女共同参画局

地方自治体においても、男女共同参画社会基本法の制定により、男女共同参画社会形成のための市町村計画策定が努力義務とされました。

本市においては、平成3(1991)年に策定した「第一次上田市女性行動計画」(旧上田市)をはじめとして、平成19(2007)年1月に施行した「上田市男女共同参画推進条例」に沿って、平成24(2012)年に「第2次上田市男女共同参画計画」を、平成29(2017)年には、「第3次上田市男女共同参画計画」を策定し、庁内では男女共同参画施策推進庁内会議(以下、庁内会議)を設置して男女共同参画施策を進めてきました。また、平成18(2006)年10月には、市民団体等の活動拠点となる「男女共同参画センター」を市民プラザ・ゆうに設置しました。

そのような中、令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染症が拡大したことで、男女共同参画の遅れが露呈し、これまで見過ごされてきたことや潜在的にあったものの表面化していなかった女性の貧困、多くが母子家庭であるひとり親家庭の困窮などの諸問題が可視化されました。こうした問題への関心やジェンダー※1不平等に対する課題意識の高まりは、一人ひとりが様々な視点を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現する機会と言えます。

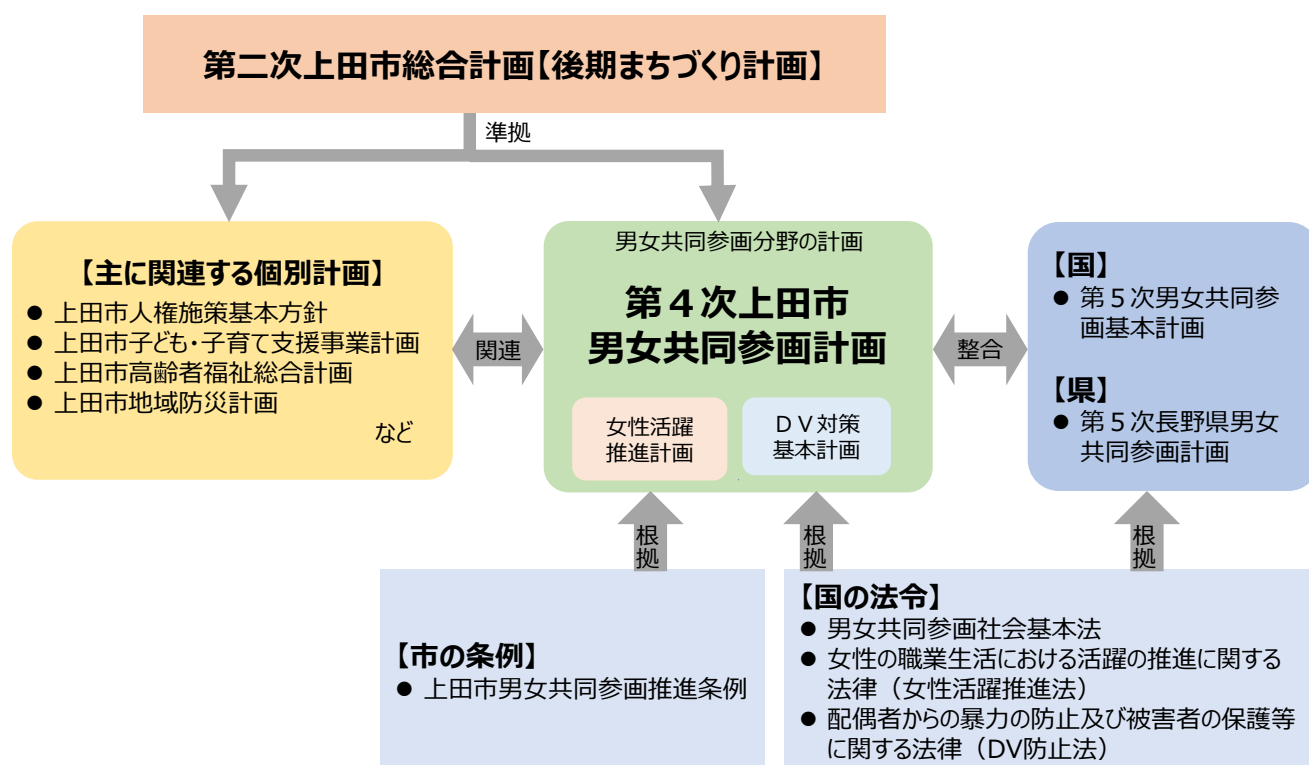
このような社会情勢の変化を踏まえながら、地域全体で男女共同参画の意識を高め、誰もが生きやすい社会を実現するため、新たに「第4次上田市男女共同参画計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

1 各計画との関連性

本計画は、「上田市男女共同参画推進条例」第10条に定める男女共同参画の推進に関する基本的施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。策定にあたっては、国・長野県の計画との整合を図るとともに、上田市の上位計画である「第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画」に準拠しながら、「上田市人権施策基本方針」や子育て、福祉等他部門の個別計画との関連を図ります。

なお、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画（女性活躍推進計画）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画（DV対策基本計画）を包含しています。



※1 生物学的性別をセックスと呼ぶのに対して、性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性別を指す言葉として用いられる。

2 SDGs(持続可能な開発目標)と男女共同参画

SDGs(エスディーゼーズ)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットからなる国際目標です。経済・社会・環境の各分野の課題についての統合的な解決を通じて、「誰一人取り残さないこと」を誓っています。

17の目標のうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画の取組と直接関連しており、本計画もこれらの関連する目標を踏まえて策定します。



第3節 計画期間

計画期間は令和4(2022)年度から令和8(2026)年度の5年間とします。

第4節 推進体制と進捗管理

本計画は、「上田市男女共同参画推進条例」に定めているように、市民、関係団体、事業者及び教育関係者がそれぞれの責務を全うしながら、協力して推進します。

1 推進体制

(1)市民・事業者との協働

- ・ 各種事業を通じて意識啓発を行いながら、市民との協働で事業を進めます。
- ・ 男女共同参画に関する学習や研究を行っている個人や団体との連携強化と、市民の自主的な活動に対して情報提供等の支援を行います。
- ・ 男女共同参画社会の実現に不可欠な事業者との連携を図ります。

(2)庁内推進体制の充実

庁内会議での検討を一層充実させるとともに、市職員が男女共同参画の視点で業務を進めていけるよう情報提供や研修の充実を図ります。

(3)アドバイザーによる研修会の開催(知識の向上)

男女共同参画分野に精通した講師や学識経験者から、継続的に助言をもらいながら進めていきます。

(4)男女共同参画センターの充実

男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の拠点として、男女共同参画センターの充実を図ります。

(5)上田市男女共同参画推進委員会における進捗管理

市民及び学識経験を有する者で構成されている「上田市男女共同参画推進委員会」（以下、推進委員会）において計画の進捗評価を行い、必要に応じて提言をしていきます。

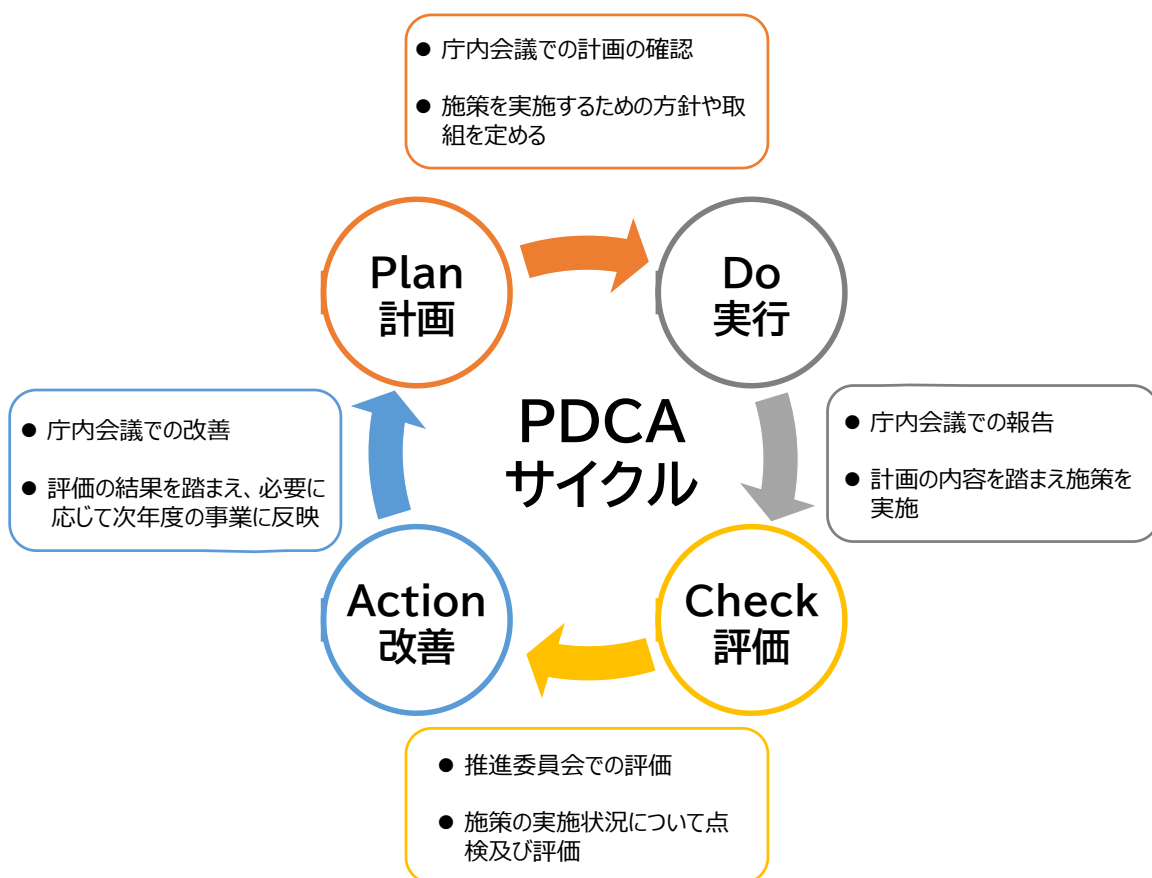
(6)国、県、市町村及び関係機関との連携

国、県、市町村及び関係機関と情報交換や事業協力等の連携を図りながら推進します。

2 計画の進捗管理(PDCA の推進)

計画の進捗管理として、年度ごとに「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」の PDCA サイクル^{※2}による施策・事業の改善を図り、その結果を市民に公表します。

具体的には、庁内会議で施策内容を検討し、推進委員会で施策の進捗状況と効果等を検証・評価するとともに、社会情勢の変化などに応じて実施方法などを見直し、計画の実現を目指します。



^{※2} 生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

第2章 計画策定の背景

第1節

男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化と国・県の動向

1 世界の動向

男女共同参画社会は、平成7(1995)年の「北京宣言及び行動綱領」や、平成27(2015)年の「第59回国連女性の地位委員会(北京+20)」など、様々な取組によって目指されてきました。また、国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択されたアジェンダ^{※3}の目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が定められました。令和12(2030)年までに達成すべき17の目標の1つとして「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が掲げられ、より一層、国際的にジェンダー平等への関心が強まりました。

平成17(2005)年以降、世界経済フォーラム(World Economic Forum)が毎年発表している4分野(経済、政治、教育、健康)のスコアから各国の男女格差を測るジェンダーギャップ指数^{※4}をみると、令和3(2021)年の日本の総合スコアは対象国156か国中、120位と男女共同参画の水準は未だ低いのが現状です。

ジェンダーギャップ指数(2021) 上位国及び主な国の順位				
順位	国名	値	前年値	前年からの 順位変動
1	アイスランド	0.892	0.877	—
2	フィンランド	0.861	0.832	1
3	ノルウェー	0.849	0.842	-1
4	ニュージーランド	0.840	0.799	2
5	スウェーデン	0.823	0.820	-1
11	ドイツ	0.796	0.787	-1
16	フランス	0.784	0.781	-1
23	英国	0.775	0.767	-2
24	カナダ	0.772	0.772	-5
30	米国	0.763	0.724	23
63	イタリア	0.721	0.707	13
79	タイ	0.710	0.708	-4
81	ロシア	0.708	0.706	—
87	ベトナム	0.701	0.700	—
101	インドネシア	0.688	0.700	-16
102	韓国	0.687	0.672	6
107	中国	0.682	0.676	-1
119	アングラ	0.657	0.660	-1
120	日本	0.656	0.652	1
121	シエラレオネ	0.655	0.668	-10

各分野における日本とジェンダーギャップ指数 1位のアイスランドのスコア比較		
分野	日本	アイスランド
経済	0.604	0.846
政治	0.061	0.760
教育	0.983	0.999
健康	0.973	0.964

出典：内閣府男女共同参画局

※3 Agenda(アジェンダ)とは、協議事項などと訳され、特に政治・政策的な分野で、検討課題、行動計画の意で用いることが多い。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、平成27(2015)年の国連持続可能な開発サミットでの成果文書であり、その目標として、令和12(2030)年までに達成すべき17の持続可能な開発目標(SDGs)を掲げている。

※4 世界経済フォーラムが平成17(2005)年より公表しているレポート Global Gender Gap Report(『世界男女格差レポート』)にて公表されている、世界各国の男女格差を示す指標。スコアはランキングの形で示される。指標は経済・政治・教育・健康の4分野を総合してつけられる。令和3(2021)年において、日本は156か国中120位と低位にあり、理由として、「政治分野」における国会議員の女性割合や「経済分野」における管理職の女性の割合が低いことなどが指摘されている。

2 国や県の動向

(1) 国の動向

① 国の近年の取組

年	月	内容
平成30年 (2018年)	5月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務が定められました。
	6月	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立 労働者の個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等、働き方改革を推進する内容が盛り込まれました。
令和元年 (2019年)	6月	「女性活躍推進法」の改正 「女性活躍推進法」の改正により、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、女性の活躍に関する情報公表項目の強化等について定められました。
		「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の改正 「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、事業主が職場におけるパワー・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を義務付けるとともに、労働者が事業主にセクシュアル・ハラスメント等を相談したことを理由とする不利益な取扱いを禁止することが定められました。
		「児童福祉法」等の改正 配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布・施行されたことにより、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法律上明確化されました。また、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。
令和2年 (2020年)	5月	「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の策定 東日本大震災を始めとする過去の災害における課題から、「ジェンダーの視点が災害対応力を強くする」として、都道府県・市町村が女性の視点からの取組を進め、地域の災害対応力を強化していくための基本方針等を内容とする「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。
	6月	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定 内閣府を中心とした関係機関による「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定により、令和2(2020)年度から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法のあり方の検討、被害者支援の充実、加害者対策の促進、教育・啓発の強化に取り組むことが定められました。

② 国の計画(第5次男女共同参画基本計画)における新たな課題と基本方針

令和2(2020)年に策定された第5次男女共同参画基本計画では、国の現状や社会変化等を踏まえ、以下の新たな課題を設定しています。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- ・ 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ・ 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- ・ 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- ・ デジタル化社会への対応(Society5.0^{※5})
- ・ 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- ・ 頻発する大規模災害
- ・ SDGsの達成に向けた世界的な潮流

※5 サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において、国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されている。

また、基本的な方針については、“目指すべき社会”として次の4点を掲げています。

- ・ 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ・ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ・ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(2)長野県の動向

① 長野県の近年の取組

年	月	内容
平成28年 (2016年)	5月	「長野県女性活躍推進会議」の設置 長野県における女性の活躍を推進し、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある地域社会を実現するため、国、県、経済団体、労働団体、職域団体、教育機関等で構成する「長野県女性活躍推進会議」が設置されました。
	7月	長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の開設 性暴力被害者に対する総合的な支援を関係機関と連携して提供する「りんどうハートながの」を開設しました。
平成30年 (2018年)	3月	長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」の策定 平成30(2018)年度から5年間における県政運営の基本となる総合計画「しあわせ信州創造プラン2.0」が策定され、地域重点政策の1つ目として「若者・女性・外部人材の活躍推進」が位置付けられました。
令和2年 (2020年)	3月	長野県就業促進・働き方改革「基本方針」「アクションプラン」の策定 就業者数の増加、県内産業の持続的発展のためには、高齢者、女性、障がい者など多様な人材の就業促進、多様で柔軟な働き方の導入等の「働き方改革」が不可欠であるという観点の下、長野県就業促進・働き方改革「基本方針」と「アクションプラン」が策定されました。

② 長野県におけるジェンダー平等の状況

第4次長野県男女共同参画計画（平成28（2018）～令和2（2020）年度）において、「多様なライフスタイルが実現できる信州」を目指し、県民誰もが性別によって制約されることなく、個性と能力を十分に発揮することができる県づくりを進めるため、11の目標に沿った取組を進めてきました。

その結果もあり、総務省の「就業構造基本調査（平成29（2018）年）」では、女性の有業率は全国よりも高くなっていますが（県：52.6%、全国：50.7%）、企業における女性管理職の割合は、全国に比べて大幅に低くなっています（県：8.4%、全国：14.8%）。また、20代後半から30代にかけて女性の有業率が減少するM字カーブは解消の方向にありますが、女性の雇用形態を年代別にみると、30代後半で非正規雇用者の割合が正規雇用者の割合を上回っている状況です。

③ 第5次長野県男女共同参画計画で示された長野県の主な課題と新たな視点

これまでの取組の達成状況と現状を踏まえた長野県の主な課題は次のとおりです。

- ・ 固定的性別役割分担意識や性差による偏見・思い込みの解消
- ・ 女性の就業継続に向けた取組と能力発揮への支援
- ・ 長時間労働等を当然とする労働慣行の変革と働き方改革に向けた一層の取組
- ・ 暴力の被害者等が安心して相談できる体制の整備
- ・ 男女の健康支援
- ・ 貧困等生活上の困難を抱える女性等を確実に支援につなげる仕組みづくり
- ・ 多様な性のあり方等への理解促進
- ・ 防災・災害対応・復興の取組への男女共同参画の視点の強化
- ・ 若者が魅力を感じられる地域社会づくり
- ・ 推進体制と啓発機能の強化

第5次長野県男女共同参画計画では、上記の課題や国内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、以下の4つの新たな視点が加えられました。

- ・ 時代の変化を先取りして働き方・暮らし方を変革する
- ・ 若者に選ばれる県をめざす
- ・ SDGsの理念を踏まえ、ジェンダー平等の視点を浸透させる
- ・ ダイバーシティ^{※6}（多様性）の視点を取り込む

3 社会情勢の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した男女共同参画における変化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動、意識、価値観にまで及ぶ大きな影響をもたらしています。特に女性の雇用や生活に大きな影響を及ぼし、女性の割合が高い非正規雇用者の雇止めや解雇、ひとり親家庭の困窮、女性の家事・育児・介護等の負担感が増加する等、ジェンダーに起因する課題は一層顕在化し、深刻化するとともに、様々な格差が拡大する方向にあります。さらには、コロナ禍における閉塞感や不安感、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV^{※7}や性暴力の増加も懸念されています。

一方、これを契機として、仕事ではテレワーク^{※8}の導入やオンライン活用が急速に拡大したことで、男女ともに働く場所や時間の柔軟化が考えられるとともに、在宅での働き方の普及により男女双方の家事・育児等への参画の進展が期待されるなど、感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、「新たな日常」の実現に向けた男女共同参画推進の取組が必要となっています。

※6 多様性、相違点、多種多様性といった意味を持つ言葉。経営・人事などの分野で「雇用する人材の多様性を確保する」という意味で用いられることが多い。個性の違いを積極的に肯定・尊重し、偏見や差別の意識に捉われずに、均等に雇用機会や待遇を提供するという理念に基づく。また、適材適所で実力を発揮することで、柔軟で創造的な企業活動の実現が期待できるという実利的な意義もあるため、現代の企業経営において重要な指針と位置づけられている。

※7 「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略称であり、家庭内暴力の意味。家族の間で行われる身体的又は精神的虐待行為に加え、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味も含む。

※8 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことを指す。

(2) デジタル化社会での働き方や生き方の変化

近年の目覚ましい技術革新は社会構造の急速な変化をもたらしており、人々の行動やモノの状態を集約・蓄積したビッグデータを、AI^{※9}が解析することでマーケティングや販売プロセス等へ活用が可能になるなど、我々の生活に深く浸透しつつあります。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、テレワークの導入やオンラインの活用が急速に進み、働き方に大きな変化をもたらしました。同時に、生活環境も変化したことから、ワーク・ライフ・バランス^{※10}の大切さや多様な働き方を推進していく必要があると考えられます。

また、多くの産業や職業が密接に関っている情報技術や電子工学、機械工学の分野における人材育成が急務となっていますが、国では、理工系分野を専攻する女性の比率や研究者に占める女性の比率は、諸外国と比べて低い状況にあります。デジタル化社会到来の中で女性が活躍し、経済的に自立していくために、女性のデジタルスキル^{※11}の強化を図ることで就労に結びつくよう支援していくことが必要です。

(3) 頻発する大規模な自然災害

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性参画が十分に進まず、女性と男性のニーズの違い等に対して配慮されない状況が多く発生しました。特に避難所においては、男女別トイレや更衣室の設置、授乳スペース等の確保、性別に基づく役割分担の偏り、同性による女性用品の配布等がスムーズに行われなかったことや性被害等の問題が明らかとなっており、男女共同参画の視点を踏まえた対応が急務となっています。

災害時には、性別や年齢、障がいの有無等、社会的な状況によって受ける影響が異なることから、女性や多様な生活者の視点を一人でも多くの人が理解し、十分に配慮されるよう、様々な防災の取組について、平常時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。

(4) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

厚生労働省の「簡易生命表（令和2（2020）年）」によると、わが国の平均寿命は女性で87.74歳、男性で81.64歳となっており、いかに健康な状態を長く保ち、現役として活躍するかが問われる「人生100年時代」の到来といわれています。

人生100年時代では、これまでの「教育・仕事・退職後」という単線型の人生設計だけではなく、それぞれの希望に応じた多様な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが重要です。また、個人の生活と両立しうる持続可能な働き方の実践や、仕事以外にも活動の場を持つなど、一人ひとりの個性と能力を発揮しやすい社会にしていけることがより一層求められます。

※9 「Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）」の略称であり、人工知能の意味。コンピューターで人間の脳と似たような働きをするシステムを作る技術のことを指す。

※10 やりがいや充実感を感じながら「仕事」をするとともに、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

※11 インターネットやパソコン等の情報通信技術を使いこなす能力のこと。

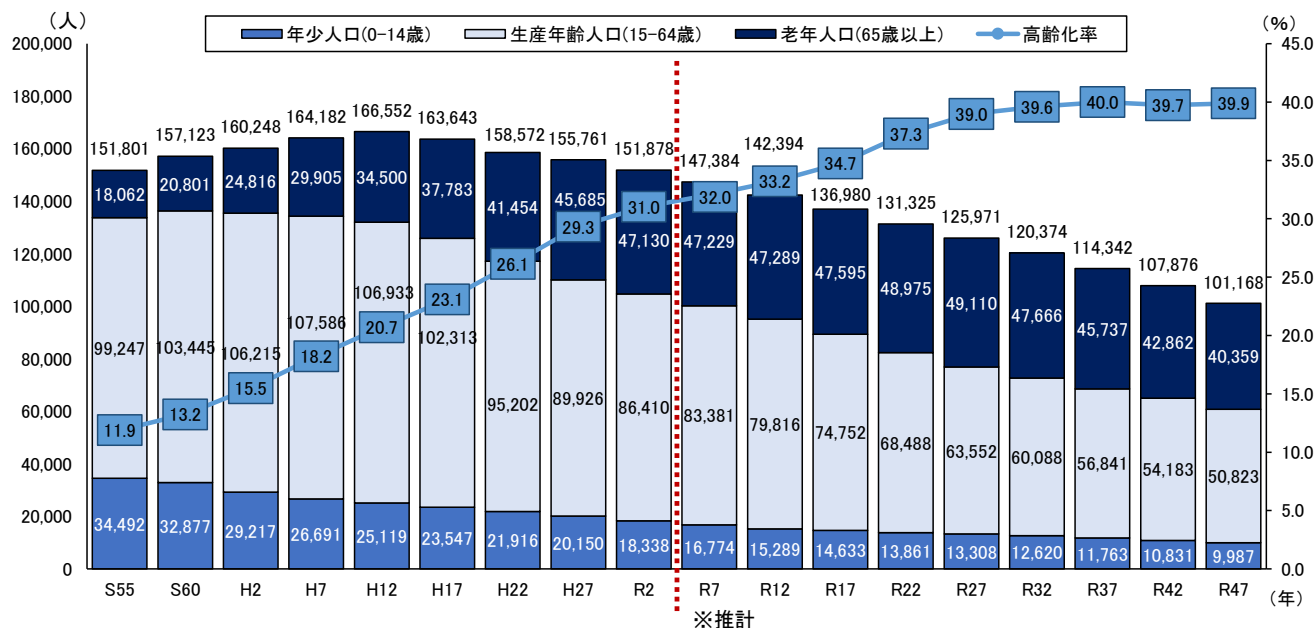
第2節

上田市の現状

1 人口の推移・推計

本市の人口は平成12(2000)年をピークに減少に転じ、令和2(2020)年は151,878人となっており、すでに高齢化率は30%を超えています。今後も高齢化率は上昇し、令和27(2045)年には約40%になると推測されます。

年齢3区分人口の推移と推計



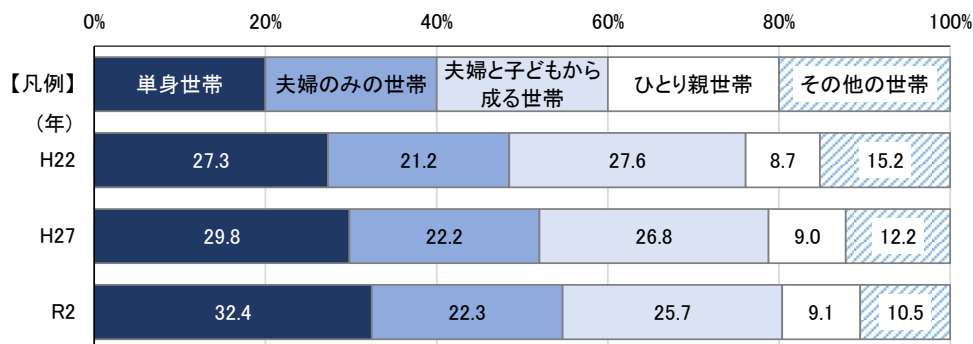
出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」に基づき令和2(2020)年の人口を基準に独自推計を行った

(注) 実績の総人口は年齢不詳を除く

2 家族形態の状況

本市の家族形態の状況は、令和2(2020)年において、一般家庭(64,116世帯)のうち、核家族(「夫婦のみ世帯」「夫婦と子どもから成る世帯」「ひとり親世帯」)は36,591世帯と、全体の57.1%、単身世帯は全体の32.4%を占めています。平成22(2010)年からみると、「夫婦と子どもから成る世帯」がやや減少し、単身世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親世帯が増加傾向にあります。

世帯類型の割合【経年比較】

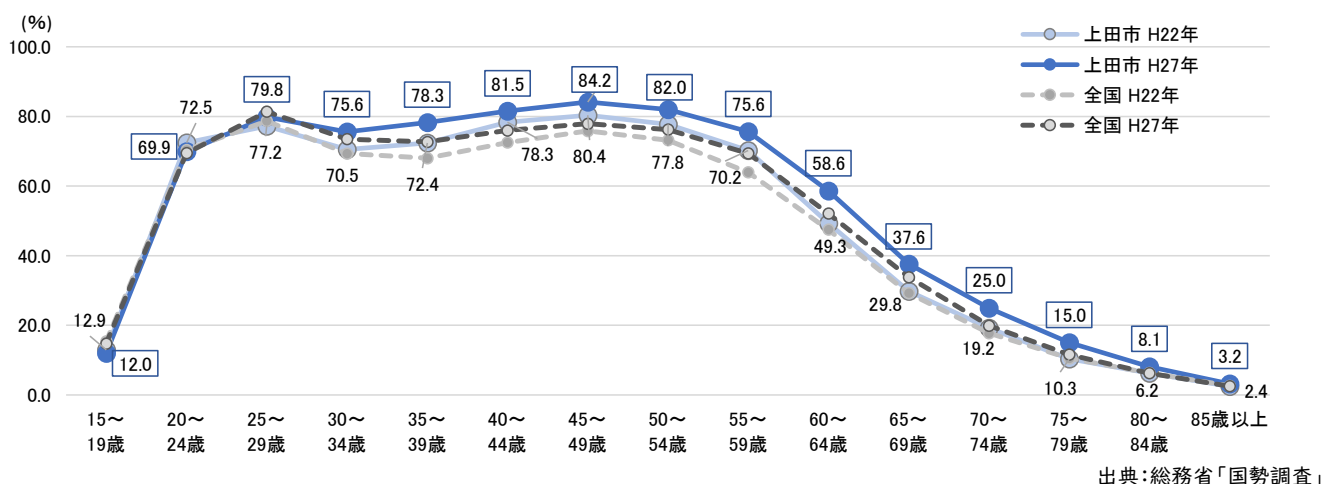


出典：総務省「国勢調査」

3 女性の労働力率※12

本市における女性の労働力率は、各年齢において全国よりも高く、平成22(2010)年に比べて、平成27(2015)年の数値は全般的に上昇しています。いわゆる子育て世代で労働力率が落ち込む“M字カーブ”も解消してきています。

女性の年齢階層別労働力率【全国との比較】

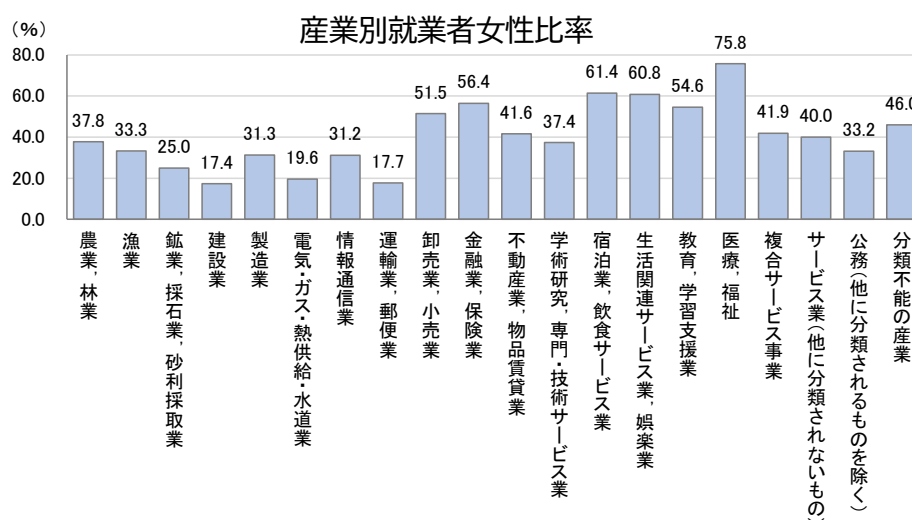


4 産業人口比率

本市における産業人口比率を性別でみると、約7割の女性が3次産業※13に従事しており、分野別では、「医療、福祉」の分野が75.8%と最も多くなっています。

産業別人口比率【男女別、全国比較】

	男性		女性	
	上田市(%)	全国(%)	上田市(%)	全国(%)
1次産業	5.9	4.3	4.5	3.5
2次産業	43.4	32.9	22.1	14.8
3次産業	50.6	62.8	73.4	81.6



出典：総務省「国勢調査（平成27（2015）年）」

※12 15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

※13 3次産業は、商業から金融・保険業、運輸業などの様々な業種を指す。特に、医療や福祉、宿泊業などの業種に女性が多く携わる傾向にある。なお、1次産業は、食料や木材などを生産する農業・林業・漁業、2次産業は製造業・建設業・鉱業などを指す。

第1節

本市の男女共同参画の基本理念とキャッチフレーズ

本市では、男女共同参画の推進に関する基本的な考え方と、市や市民、事業者、教育関係者などの責務や基本的施策などを示した「上田市男女共同参画推進条例」を制定しています。その第3条に以下の7つの基本理念を定めており、本市における男女共同参画推進の土台となっています。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊重が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかにかかわらず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職場、地域、その他のあらゆる分野における活動を行うことができるよう配慮されること。

(3) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げるものがないよう配慮されること。

(4) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、男女が互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。

(6) 男女間における暴力の根絶

男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること。

(7) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会におけるその取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的協調の下に行われること。

また、本市では第1次計画から男女共同参画の目指す姿・目的を市民や事業者にわかりやすく伝えるため、「ともに認め合い、輝いて生きるために」というキャッチフレーズを掲げながら施策を推進してきました。一人ひとりの違いを認め、個性を活かしながら、誰もが輝いて生きられる社会の重要性は年々高まっていることから、本計画においてもこのキャッチフレーズを継承し、市、市民、事業者、教育関係者と協働しながら計画の推進に取り組んでいきます。

上田市男女共同参画計画推進のキャッチフレーズ



ともに認め合い、輝いて生きるために



第2節

基本目標と重点施策

1 基本目標

男女共同参画の基本理念や近年の社会変化、本市の現状や課題等を踏まえながら、これからの5年間で特に重要となる施策分野を「学び」「仕事と生活」「安全・安心」の3つとし、それぞれに基本目標を定めました。また、基本目標ごとに第4次計画で重点的に取り組んでいく施策を明確化し、“実践するうえだ”を目指します。

～学び～

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた学びの推進

【重点施策】

- ① ジェンダーギャップ（男女の格差）解消に向けた啓発のさらなる強化
- ② 男女共同参画の視点に立った子どもへの教育・学習の充実
- ③ 人権や多様性の尊重に関する理解の促進

現在、「ジェンダーギャップ」といわれる社会的男女格差の解消が十分進んでいるとはいえない状況です。男性が主たる稼ぎ手であるべきなどの固定観念にとらわれずに、男女問わず家事・育児・介護等の多様な経験を得ることや、自己啓発等にかかる時間を確保するなど、多様な価値観の醸成を通じて社会における視野を広げるなど、自身の個性と能力を発揮できる社会が望まれます。

こうした男女共同参画の意識は、家庭や保育所、幼稚園、学校における幼少期からの体験や学習により培われるものであり、次代を担う子どもたちが、男女がともに協力し合うことの大切さを理解できるよう、幼少期から継続的に学ぶ必要があります。

また、性の概念も多様化しつつある中、性や世代など様々な立場の違う者同士が互いの違いを知り、理解し、尊重し合うことがますます重要になってきています。そのための対話や交流などの機会を確保し、多様な学びを推進します。

～仕事と生活～

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり

【重点施策】

- ④ 意思・方針決定の場への女性の参画促進
- ⑤ 働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進

行政、民間、地域など、あらゆる場面での意思・方針決定の場に男女がともに参画することは、多様な視点が確保され、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。徐々に女性の参画は拡大しているものの、依然として、意思・方針決定の場における参画の男女差は大きいことから、必要な場面においてはポジティブ・アクション^{※14}を進め、機会均等の実現を後押ししていく必要があります。

また、ICT^{※15}化や新型コロナウイルス感染症の拡大により進みつつあるテレワーク等の多様な働き方や働きやすい環境づくりを通してワーク・ライフ・バランスを実現し、男女問わず誰もが活躍できる社会を目指します。

～安全・安心～

基本目標Ⅲ 男女でつくる安全・安心な社会

【重点施策】

- ⑥ あらゆる暴力の根絶に向けた取組
- ⑦ 貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援
- ⑧ 男女ともに健康で過ごすための支援
- ⑨ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

私たちの生活は、大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症などの疾病、配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪など、様々な形態の危険と隣合わせの状態であると言えます。こうした危険に対しては、一人ひとりが危機意識を持ちながら、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりに向けて協力していく必要があります。

とりわけ、大規模災害の発生や感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすと同時に、女性や脆弱な状況にある人々へ深刻な影響を及ぼすことがわかっており、平常時からあらゆる施策に男女共同参画の視点を含めることが重要となります。

こうしたことを念頭に、本市では誰一人取り残さず、男女共同参画の視点を活かし、助け合いながら、誰もが安全・安心に暮らせる社会を目指します。

※14 社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人々に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現するため、目標数値を決め、その数値に達するよう、個々の企業等が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

※15 「Information and Communication Technology」の略称であり、情報通信技術の意味。IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと区別される。

2 成果指標

本計画全体及び基本目標・重点施策を評価するため、計画最終年度を目標とした成果指標を以下のように設定します。毎年の評価検証は、「第4章 施策の展開」に施策ごとに記載した施策の進捗を管理するための指標を主に用います。

基本目標・重点施策		成果指標	単位	基準値	目標値 (R8)
計画全体		「男女共同参画社会の実現」の市民満足度 【上田市住民アンケート調査】	%	18.9 (R1)	19.8 (R6)
基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の実現に向けた学びの推進	「社会全体が男女平等である」と思っている市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	12.7 (R2)	16.0
重点施策①	ジェンダーギャップ（男女の格差）解消に向けた啓発のさらなる強化	固定的性別役割分担を好ましくないと考える人の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	69.9 (R2)	75.0
重点施策②	男女共同参画の視点に立った子どもへの教育・学習の充実	包括的性教育についての理解度 【講座等開催時にアンケートを実施】	%	—	80.0
重点施策③	人権や多様性の尊重に関する理解の促進	LGBT(Q)という用語の認知度 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	53.2 (R2)	65.0
		ダイバーシティという用語の認知度 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	22.4 (R2)	40.0
基本目標Ⅱ	男女がともに活躍する社会づくり（女性活躍推進計画）	結婚や出産に関わらず女性が職業を持ち続ける方がよいと考える市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	50.4 (R2)	60.0
重点施策④	意思・方針決定の場への女性の参画促進	審議会等委員に占める女性の割合	%	37.8 (R3)	40.0
		市職員の女性管理職（課長級以上）の割合	%	12.2 (R3)	14.3 (R7)
		自治会三役に女性が就いている自治会の割合	%	10.4 (R3)	13.0
重点施策⑤	働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進	仕事と家庭生活をともに優先したい人が実現している割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	32.1 (R2)	40.0
		25～44歳の女性の労働力率【国勢調査】	%	79.0 (H27)	85.0
基本目標Ⅲ	男女でつくる安全・安心な社会	「すべての人の人権が尊重され、明るく安全に暮らせるまち」だと感じる市民の割合 【上田市住民アンケート調査】	%	30.6 (R1)	32.1 (R6)
重点施策⑥	あらゆる暴力の根絶に向けた取組（DV対策基本計画）	女性相談員によるなんでも相談（上田市市民プラザ・ゆう）の認知度 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	19.8 (R2)	30.0
重点施策⑦	貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援	資格取得支援事業利用者の再就職割合	%	100.0 (R3)	100.0
重点施策⑧	男女ともに健康で過ごすための支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツという用語の認知度 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	—	10.0
重点施策⑨	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	上田市防災会議の女性委員の割合	%	6.7 (R3)	11.0
		上田市消防団の女性団員の割合	%	4.0 (R3)	5.0

3 施策体系

基本目標		重点施策	ページ	課題解決に向けた主な取組
学び 基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の実現に 向けた学びの推進	① ジェンダーギャップ(男女の格差)解消 に向けた啓発のさらなる強化	P.17	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に 関する意識啓発 (2) 男性への男女共同参画意識の啓発
		② 男女共同参画の視点に立った子ども への教育・学習の充実	P.20	(1) 児童・生徒へのキャリア教育/ 教員・保護者に対する研修 (2) 性や健康に関する教育
		③ 人権や多様性の尊重に関する 理解の促進	P.23	(1) 人権と多様性の理解の促進
仕事と生活 基本目標Ⅱ	男女がともに活躍する社会づくり (女性活躍推進計画)	④ 意思・方針決定の場への女性の 参画促進	P.25	(1) 民間企業等の政策・方針決定の 場における女性の参画促進 (2) 地域組織等における女性の 参画促進 (3) 行政分野における女性の参画推進
		⑤ 働きやすい環境づくりや 多様な働き方の推進	P.29	(1) 育休・介護休業等の制度/ ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 事業者表彰制度の普及 (3) 子育てや介護に関する支援の充実 (4) 職業能力の開発や再就職支援 (5) 多様な働き方に関する情報提供と 推進
		⑥ あらゆる暴力の根絶に向けた取組 (DV対策基本計画)	P.35	(1) あらゆる暴力の根絶に向けた意識 啓発 (2) 多様なハラスメント防止のための 啓発 (3) 危機的な状況にある人や暴力を 受けた人への支援・相談体制の 構築
		⑦ 貧困など生活上困難な状況に おかれている女性などへの支援	P.39	(1) 困難を抱えたひとり親家庭に対する 支援 (2) 困難を抱えた女性など支援を 必要とする人への取組
		⑧ 男女ともに健康で過ごすための支援	P.41	(1) 生涯にわたる男女の健康支援の 推進 (2) 性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に ついての意識づくり
安全・安心 基本目標Ⅲ	男女でつくる安全・安心な社会	⑨ 男女共同参画の視点を取り入れた 防災対策の推進	P.43	(1) 防災に関する政策・方針決定過程に おける男女双方の視点の反映 (2) 地域防災活動における男女共同 参画の推進

第4章 施策の展開



基本目標 I

男女共同参画社会の 実現に向けた学びの推進



重点施策①

ジェンダーギャップ(男女の格差)解消に向けた啓発のさらなる強化

◆現状・課題と施策の方向

- 本市で実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)」(以下、市民意識調査)の結果をみると、社会制度や慣行などによって「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識が未だ根強く残っています。「男らしさ、女らしさ」の意識、性差に関する偏見や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス※¹⁶)は、女性が社会で活躍することを妨げる側面がある一方で、男性にとっても、家族を支える主たる稼ぎ手でなければならないなどといった男性観が、男性自身の生きづらさにつながることもあります。このような固定的性別役割分担意識や無意識の圧力の解消を図るための意識啓発を強化し、男女ともに本来の個性を活かせる社会にしていけることが重要です。
- また、男性は家事・育児や介護に参加することへの抵抗感をなくし、積極的に参加すること、女性は家事・育児・介護に対する自身の責任意識を見直し、男性と協力して分担することなど、男女双方の意識改革が必要です。家庭内でどちらかの性に役割が偏ることなく、男女ともに社会の構成員として活躍できるようになることが、ひいては地域社会の持続・発展につながります。

関連データ

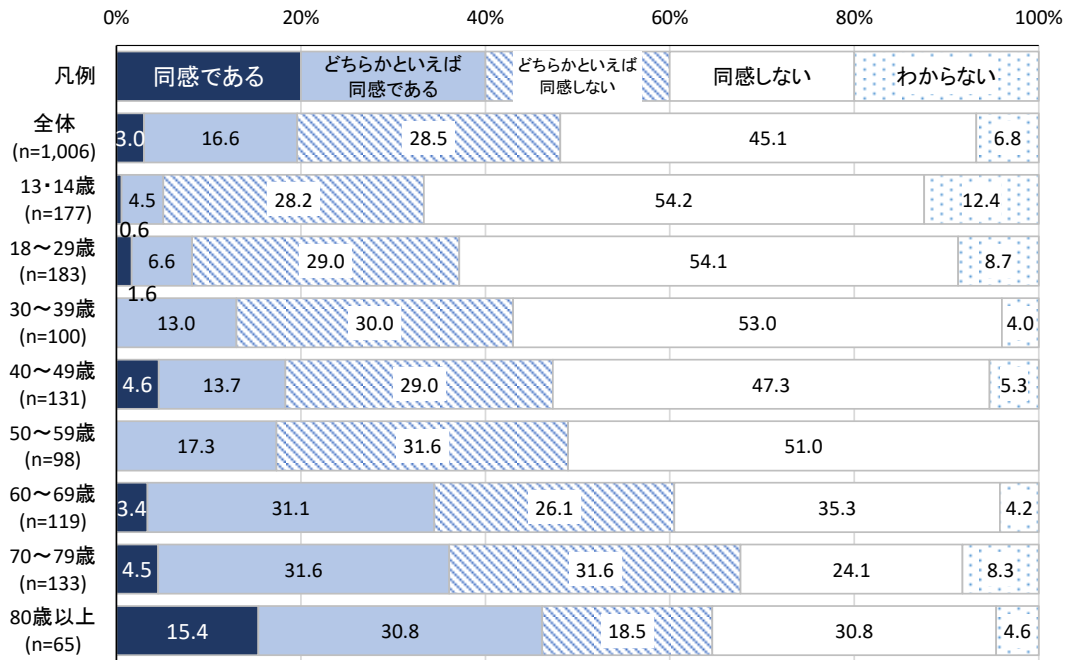
家庭内の固定的性別役割分担への考え【国・県との比較】

	上田市	国	県
同感(賛成)	3.6%	7.5%	2.6%
どちらかといえば同感(賛成)	20.4%	27.5%	18.0%
どちらかといえば同感しない(反対)	28.1%	36.6%	36.4%
同感しない(反対)	42.4%	28.2%	31.9%
わからない	5.4%	5.2%	10.2%

出典:上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)」
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和元(2019)年)」
長野県「令和府元年度県民意識調査(令和元(2019)年)」
※県の回答は無回答も含んだ人数をベースにした割合

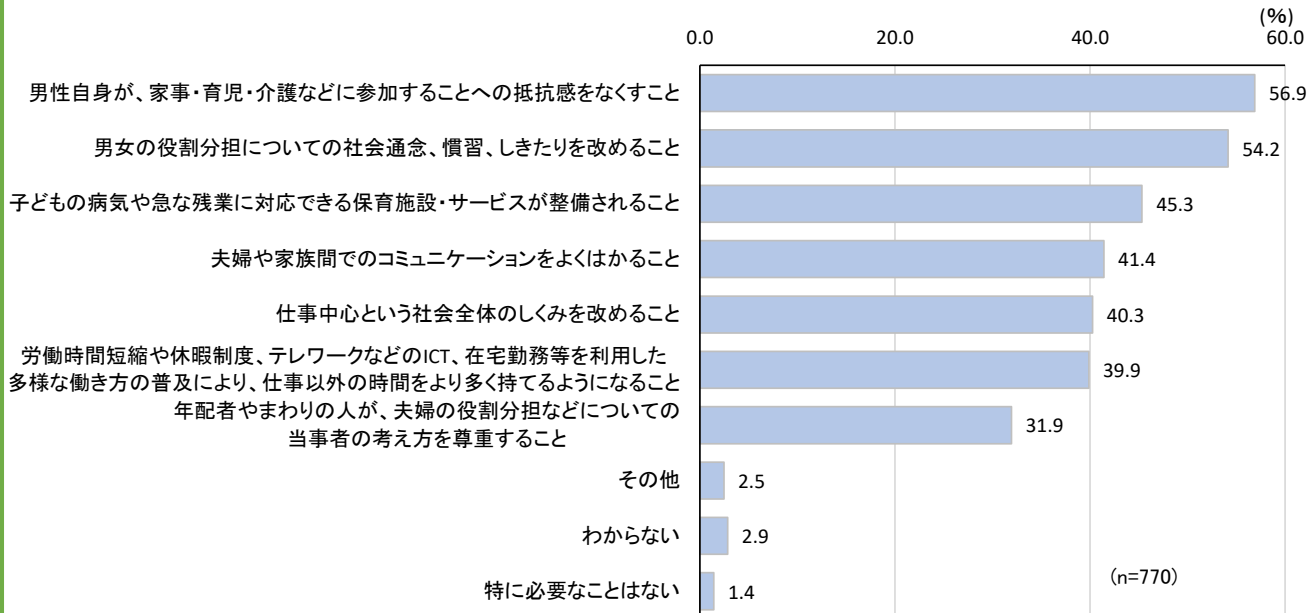
※¹⁶ 無意識の偏ったモノの見方のこと。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」等と表現されることもある。

家庭内の固定的性別役割分担への考え【年代別】



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2（2020）年度）」
上田市「男女共同参画に関する中学生のアンケート（令和2（2020）年度）」

男性と女性がともに仕事、家事・子育て・介護、地域活動を積極的に行っていくために必要だと思うこと



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2（2020）年度）」

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 固定的性別役割分担意識の解消に関する意識啓発

世代ごとの意識の違いや課題を踏まえ、様々な層の関心やニーズにアプローチできるよう、オンライン形式やワークショップ形式など多様な手法やテーマによる意識啓発の機会をつくり、意識や行動の変容を促します。

具体的な内容	担当課
男女共同参画に関するパンフレットや市ホームページ等による情報発信	人権男女共生課
- 若年層と高齢者との男女平等意識の差を解消するため、世代間で交流できるワークショップやセミナーの実施 - 若年層や子育て世代等に向け参加しやすいICTを活用したオンライン講座やセミナー等の企画・実施 - 固定的性別役割分担意識、無意識の思い込みを解消するため、男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	人権男女共生課 生涯学習・文化財課 公民館 丸子・真田・武石市民サービス課
- 男女共同参画社会づくりに向けて活動する団体・グループ等との連携・協働による啓発 - 総合的、計画的に施策を推進するため、庁内体制の整備	人権男女共生課
地域での固定的性別役割分担意識の解消を進め、男女がともにまちづくりなどの地域の実践的活動に参画できるよう自治会など関係団体との連携・協働	市民参加・協働推進課
市内大学等との連携による男女共同参画の学習機会の提供	学園都市推進室
上田の女性の歩みを学ぶ講座や学習会の開催	人権男女共生課
男女共同参画意識の理解促進のため市職員の研修機会の充実	総務課 人権男女共生課

(2) 男性への男女共同参画意識の啓発

男性が家事・育児・介護に参画し、家庭生活と他の活動を調和させながら生活面で自立できるよう、学習機会の提供や啓発などに取り組みます。

具体的な内容	担当課
- 男性への家事・育児・介護参加への意識啓発 - 男性の生活面の自立を目指す講座の開催	人権男女共生課 公民館 子育て・子育て支援課 健康推進課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
固定的性別役割分担を好ましくないと考える人の割合(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	69.9(R2)	75.0

◆施策の進捗を管理するためのプロセス指標

指標	基準値	目標値(R8)
男女共同参画に関する意識啓発講座等の参加者数[年間](人)	200(R1)	400
オンライン講座・セミナーの開催回数[年間](回)	2(R3)	2
男性を対象とした家事・介護講座の参加者数[年間](人)	4(R3)	20

重点施策②

男女共同参画の視点に立った子どもへの教育・学習の充実

◆現状・課題と施策の方向性

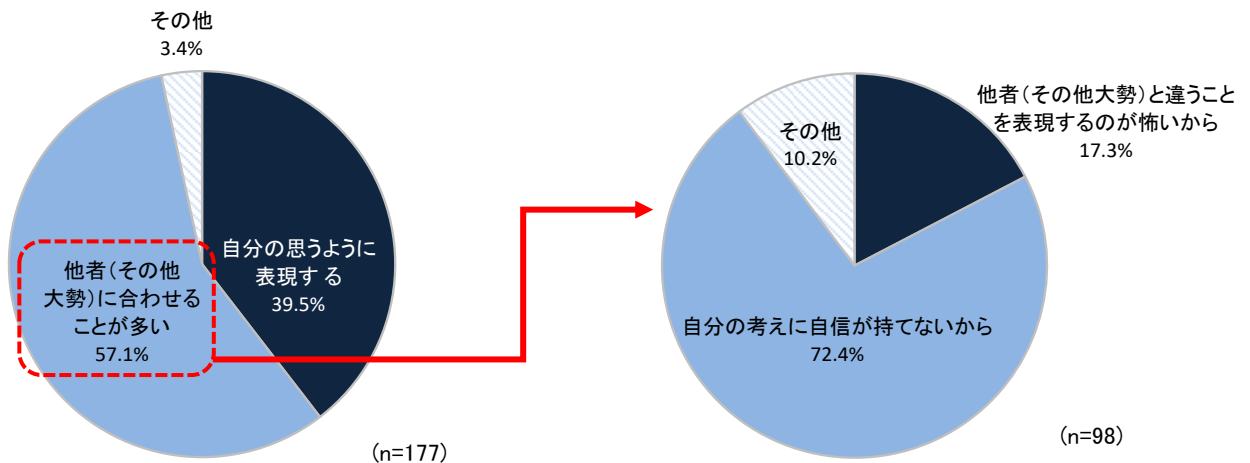
- 固定的な性別役割分担意識を解消するためには、子どもの頃から、性別で役割を決めつけないことの大切さを、様々な身近なケースを通じて具体的に学んでいくことが重要です。未来を担う子どもたちが一人ひとり、個性を活かして、家庭や地域社会で自分らしく輝いて生きていけるように、子どもの頃から家事、仕事、地域活動などにバランス良く関わることの重要性を学ぶとともに、固定的な性別役割分担意識などが根強く残る方々などとの世代間交流により、柔軟な考え方を学んだ若い世代から他世代へ男女共同参画を浸透させていくことも重要です。
- 上田市で実施した「男女共同参画に関する中学生のアンケート(令和2(2020)年度)」(以下、中学生への意識調査)では、自分の考えに自信が持てないなどから、同調圧力によって周りに合わせようとする子どもが多数みられました。自己肯定感の低さや、周りと違うことを恐れるあまり、本来の自分を出せない生きづらさが見受けられます。人間は一人ひとりが異なる個性を持ち、その違いを認め合うことによって、差別や暴力のない、人権が尊重された平等な社会を築いていくことができます。子どもの頃から性別に関わらず、異なる個性や考えを持つ一人の人間として、自らの尊厳や権利を守ることの大切さを学ぶとともに、お互いの違いを認め合える意識付けが、男女共同参画社会の実現に向けて必要です。
- 性情報の氾濫や性に対する意識の変化、性体験の低年齢化により、援助交際などと呼ばれる性の商品化に若い世代が巻き込まれ、十代の予期せぬ妊娠や中絶が増加しています。このような状況を防ぎ、子どもたちが自らを守ることができるよう、包括的性教育^{※17}や相談体制の充実を図ることが重要です。



※17 包括的性教育とは、「自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的・性的関係の構築、個々人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化するための知識や態度等を身に付けさせること」を目的としたジェンダー平等や多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育。

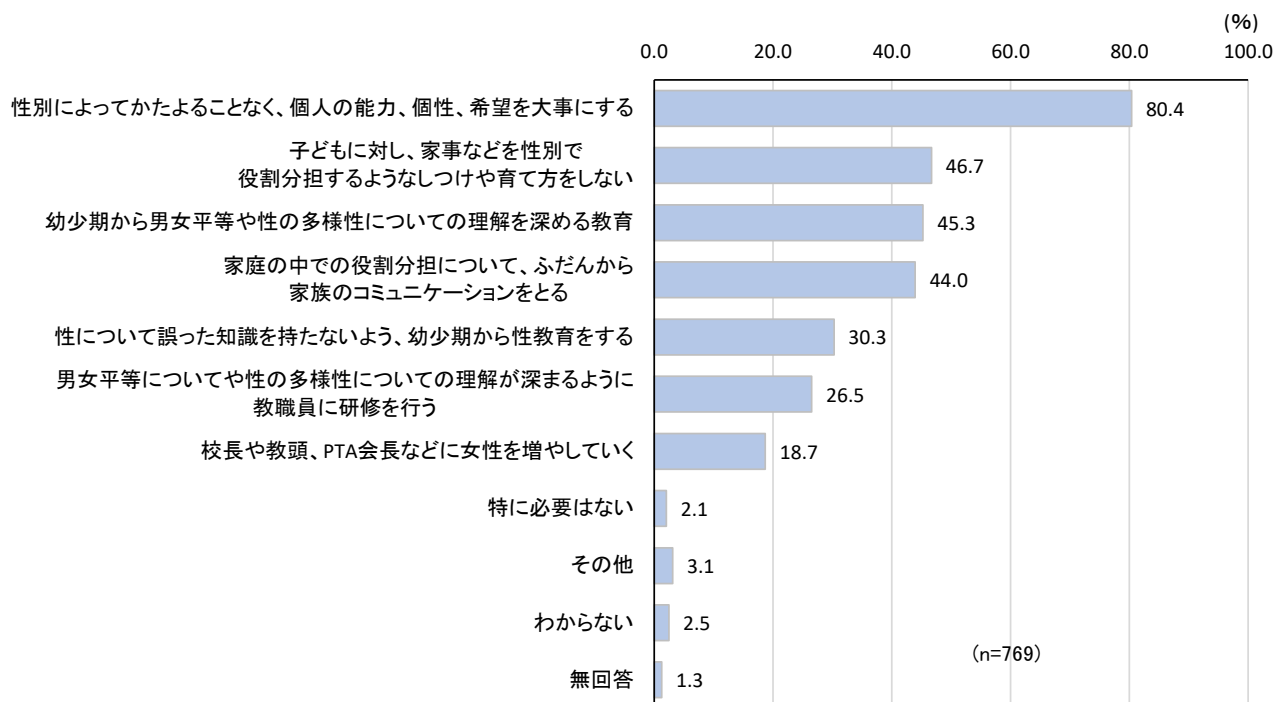
関連データ

やりたいことなどが他者(その他大勢)と違っていたときの表現方法と他者に合わせる理由



出典: 上田市「男女共同参画に関する中学生のアンケート(令和2(2020)年度)」

家庭や学校教育の中で男女が平等な社会をつくるために必要だと思うこと



出典: 上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)」

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 児童・生徒へのキャリア教育^{※18}/教員・保護者に対する研修

幼少期からの学習や学校における教育活動全体を通じて、次世代を担う子どもや若者が性別にとらわれることなく、自分らしい生き方を選べるよう、学校や家庭において学ぶ機会の充実を図ります。また、教員等への男女共同参画についての研修を進めます。

具体的な内容	担当課
- 学校、保育所における男女共同参画の意識を高める教育の推進 - 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるための、個性を尊重した進路指導（キャリア教育）の実施	人権男女共生課 学校教育課 地域雇用推進課
幼保小中の異年齢交流と教職員間の交流・相互理解を図るため、中学校ブロック単位での連絡会議の開催と幼年教育研究会の開催	人権男女共生課 子育て・子育て支援課 保育課 学校教育課
- 家庭における固定的性別役割分担意識を解消するための啓発や学習機会の提供として保護者等を対象とした講座の開催 - 幼少期から男女共同参画の意識を定着させるための啓発パンフレット等の配布	人権男女共生課 保育課 学校教育課
多様性と人権の尊重を基盤とした男女共同参画の理解の教育	人権男女共生課

(2) 性や健康に関する教育

幼少期から発達段階に応じた性知識、男女平等、性に関して自ら考え判断する能力を身に付けられるよう知識の普及と啓発に努めます。

具体的な内容	担当課
子どもの成長に合わせ、男女双方の性に関する理解を深め、また多様な性を尊重する意識を育てる教育の実施	学校教育課
様々な性を尊重するための情報モラル教育の推進	学校教育課
学校等への出前講座を行い、妊娠や不妊、出産に関する正しい知識の普及啓発の実施	健康推進課 産婦人科病院
学校生活において、性的指向や性別違和^{※19}により悩みを抱える児童生徒に対する相談体制等の充実	学校教育課
人権尊重やジェンダー平等への理解を深めるための包括的性教育の普及啓発	人権男女共生課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
包括的性教育についての理解度(%) 【講座等開催時にアンケートを実施】	-	80.0

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
「命の学級」出前講座の理解度(%)	-	80.0
保護者向けの性教育講座の実施回数[年間](回)	1(R3)	2
教員等に対する研修会の開催回数[年間](回)	2(R3)	2

※18 子どもたちが将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしく生きていけるよう、一人ひとりの基礎能力を発達させ、社会的・職業的な自立を促す教育のこと。

※19 体の性（生まれたときの性別）と心の性別が一致していない感覚のこと。強い苦痛を覚えたり、日常生活に支障をきたしたりすることもある。

重点施策③

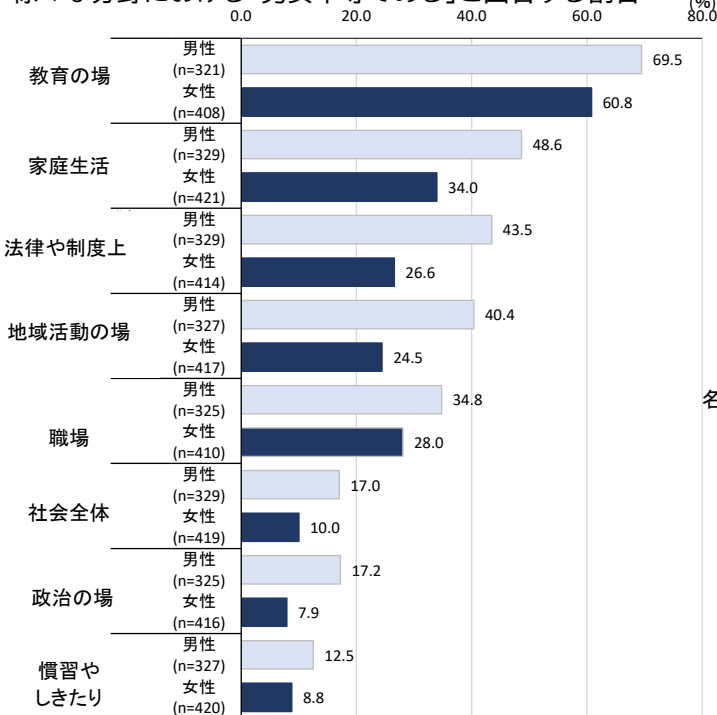
人権や多様性の尊重に関する理解の促進

◆現状・課題と施策の方向性

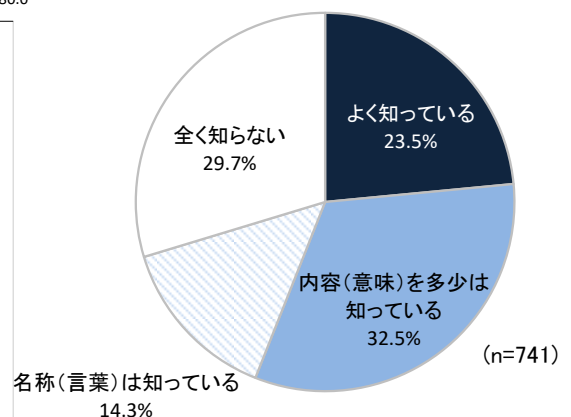
- 男女共同参画は、性別や一人ひとりの個性の違いなどを理由にした差別意識をなくし、互いの人権や多様性を尊重することが重要な基本理念の一つとなっています。家庭や職場、地域等において、意識的、無意識的に関わらず、未だ性別による差別や人権侵害があるため、引き続き、人権や多様性の尊重に関する理解を促進していく必要があります。近年、心と体の性が一致しない人や性的指向が同性に向いている人など（LGBT※²⁰とも LGBTQ※²¹とも呼ばれる）が、日本の総人口の3～10%程度を占めるとも言われており、こうした方々の人権問題がクローズアップされています。LGBT（Q）に関する社会的な理解は未だ十分に浸透しておらず、当事者は周囲の理解不足や偏見、差別等に苦しんでいる実態があります。
- 性別に関わらず誰もが生きやすい社会を実現するために、一人ひとりの多様性を受容し合うダイバーシティの感覚を広めるとともに、一人ひとりの多様な性を認め合っていくことが重要です。

関連データ

様々な分野における「男女平等である」と回答する割合



「LGBT」の認知度



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2（2020）年度）」

※²⁰ Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、心と体の性別が一致しないひと）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

※²¹ LGBTQの「Q」とは、性的マイノリティ全般を表す「Queer（クィア）」、もしくは自分の性のあり方をはっきりと決められない、わからない人、又は決めたくない、決めないとしている人を表す「Questioning（クエスチョニング）」という2つの言葉を意味している。

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 人権と多様性の理解の促進

性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍、価値観、性的指向・性自認など、一人ひとりが異なる個性や指向を持つという多様性のあり方について理解を促進していきます。

具体的な内容	担当課
・人権と多様性に関する講座や学習会等の開催（ダイバーシティ、LGBTQ、選択的夫婦別姓制度など）	人権男女共生課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
LGBT(Q)という用語の認知度(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	53.2(R2)	65.0
ダイバーシティという用語の認知度(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	22.4(R2)	40.0

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
性の多様性への理解促進のための研修・講座の参加者数 [年間](人)	-	50

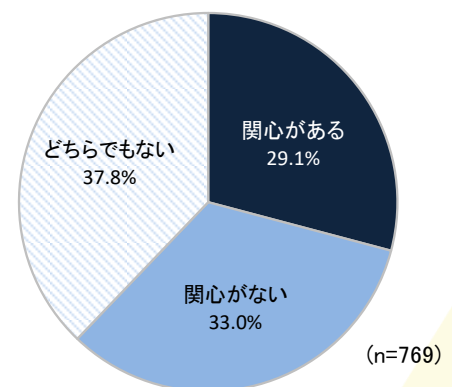
コラム① 人権と多様性への理解～選択的夫婦別姓制度とは？～

選択的夫婦別姓制度とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれに結婚前の姓を称することを認める制度のことです。

現在の日本の法律においては結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が必ず姓を改めなければなりません。男性の姓を選び、女性が姓を改める例が圧倒的多数で、厚生労働省が取りまとめた「人口動態統計」によれば、令和元(2019)年度時点で、95.5%の女性が改姓しています。

近年、女性の社会進出等に伴い、改姓による職業上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失などの問題が指摘され、選択的夫婦別姓制度の導入を求める声が増えています。上田市議会からも、選択的夫婦別姓制度への議論を求める意見書が国へ提出されるなど、関心は高まりつつあります。

選択的夫婦別姓への関心の有無



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)」

基本目標 Ⅱ

男女がともに活躍する 社会づくり（女性活躍推進計画）



重点施策④

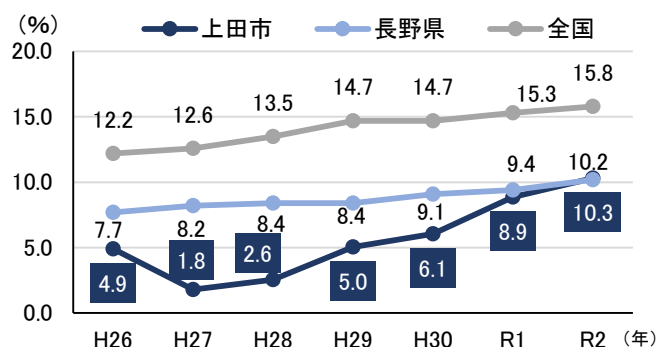
意思・方針決定の場への女性の参画促進

◆現状・課題と施策の方向

- 令和3(2021)年3月現在、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数において、日本は156か国中120位と低位にあります。その理由として、「政治分野」においては国会議員の女性割合が9.9%、大臣の同割合が10%、「経済分野」においては、管理職の女性の割合が14.8%と低いことなどが指摘されています。上田市においても、令和3(2021)年4月1日現在、市議会議員の女性割合が10.3%、市職員管理職（課長級以上）の女性割合が12.2%、自治会長の女性割合が0.4%であり、各分野における女性の参画が十分とはいえない状況です。
- 「上田市男女共同参画計画策定に係る市職員意識調査（令和3(2021)年度）」の結果では、昇進意欲のある職員が昇進するために必要なこととして、半数が「自分の意識啓発」を挙げています。特に女性の活躍推進、キャリア形成に向けては、業務の経験不足によるプレッシャーなどから昇進に対し、不安を感じている女性が少なくありません。入庁間もないうちからのキャリア教育、研修の実施といった意識啓発が重要です。
- また、行政や民間企業等においては、慣習等によって意欲や才能のある女性の登用が阻まれることがないよう、あらゆる分野で女性を積極的に登用するポジティブ・アクションを実施し、管理職や方針決定の場における性別の偏りをなくしていく取組が必要です。

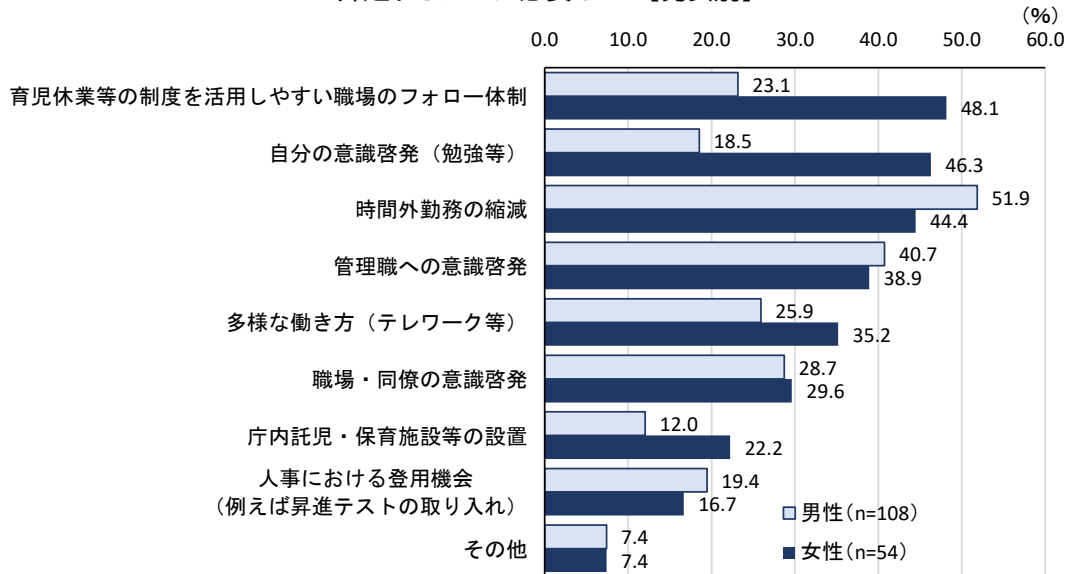
関連データ

市職員の女性管理職（課長級以上）割合【国・県との比較】



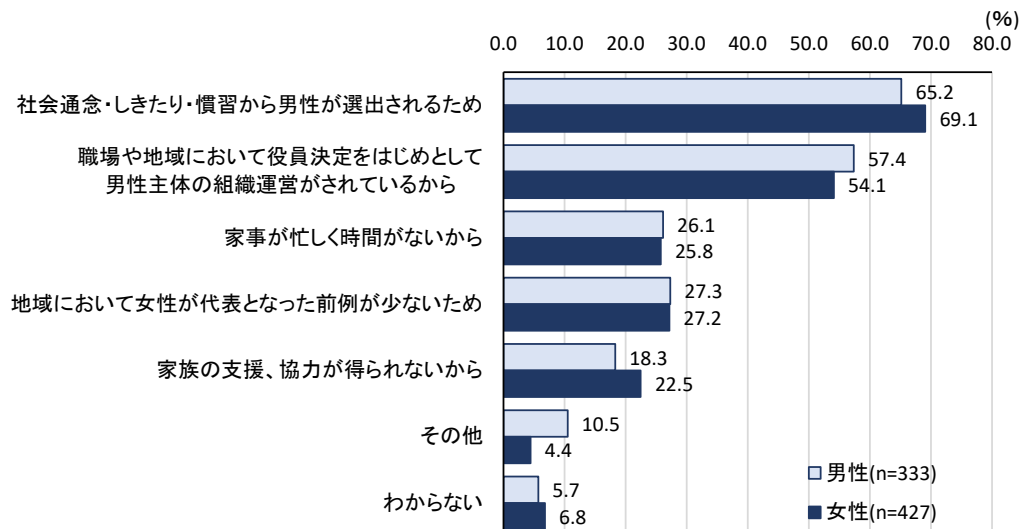
出典：上田市・長野県 長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ
全国 内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

昇進するために必要なこと【男女別】



出典：上田市「男女共同参画計画策定に係る市職員意識調査（令和3（2021）年度）」

管理職・自治会・PTA 会長など、地域の団体の代表や 政治・行政・職場等の企画立案、決定の場に女性が少ない原因【男女別】



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2（2020）年度）」

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 民間企業等の政策・方針決定の場における女性の参画促進

意思・方針決定の場において、性別に関わらず適切な人材が登用されるよう、民間企業や各種団体への働きかけを行います。

具体的な内容	担当課
各種審議会※22等への女性委員の登用促進	行政管理課
- 性別にとらわれない人材活用を進め、女性の職域の拡大や意識改革を推進 - 男女双方の視点から人事を行うことで、一方の性に偏らない人事となるよう、管理職や人事部門への女性の登用を促進 - 管理職、中堅職員など段階に応じた女性を対象に研修会を実施 - 女性管理職をロールモデル※23とした講座、研修会の実施 - 女性リーダー等人材育成のための講座や研修会の開催 - 国際社会の動向への理解促進と、国際的視野で男女共同参画を考える人材の育成 - 国・県の目標値、ポジティブ・アクションの取組事例の紹介、周知	人権男女共生課 地域雇用推進課

(2) 地域組織等における女性の参画促進

地域組織の役職には慣習的に男性が就くことが多いものの、実際の現場では多くの女性が活動を支えています。こうした実情に合わせて、組織の役職にも積極的に女性が登用され適材適所で女性が活躍できるよう、地域組織に働きかけを行います。また、各分野で活動する市民団体においても、男女共同参画が進むよう働きかけを行います。

具体的な内容	担当課
- 自治会やPTA活動などへの男女共同参画意識の啓発 - 意思・方針決定の場への女性の登用を促進するための働きかけ	市民参加・協働推進課 学校教育課 人権男女共生課
地域で活動する各種市民団体において男女共同参画を促進するための働きかけや啓発活動の実施	人権男女共生課

※22 行政機関が意思決定を行う際、民意の反映や、専門的知識を持つ有識者などから意見を求める場として設置されている。今回の第4次上田市男女共同参画計画では、市民及び学識経験を有する者で構成されている「上田市男女共同参画推進委員会」を設置し、審議を重ねてきた。

※23 目指したいと思う模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる人のこと。

(3) 行政分野における女性の参画推進

意思・方針決定の場への女性の参画を市民や企業に対して推進していくためには、行政組織が率先して女性職員の登用に取り組んでいく必要があります。市組織の管理的地位への女性職員の登用を進めるため、女性職員の意識啓発やキャリア形成に取り組むとともに、男女双方の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスを推進します。

具体的な内容	担当課
- 性別に捉われることなく、意欲と能力のある職員の積極的な登用 - キャリアアップとワーク・ライフ・バランスを推進するために、男女共に職員懇談会を実施 - キャリア形成に関する研修の実施や外部研修への参加 - 育児休業復帰支援の実施	総務課 人権男女共生課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
審議会等委員に占める女性の割合(%)	37.8(R3)	40.0
市職員の女性管理職(課長級以上)の割合(%)	12.2(R3)	14.3(R7)
自治会三役※ ²⁴ に女性が就いている自治会の割合(%)	10.4(R3)	13.0

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
市の女性職員に対するキャリアアップ研修開催回数 [年間](回)	1(R3)	1
市の職員による懇談会実施回数[年間](回)	-	1
行政から地域組織への働きかけや協議の場の回数 [年間](回)	1(R3)	3



※²⁴ 会長、副会長、会計を自治会三役と呼ぶ。

重点施策⑤

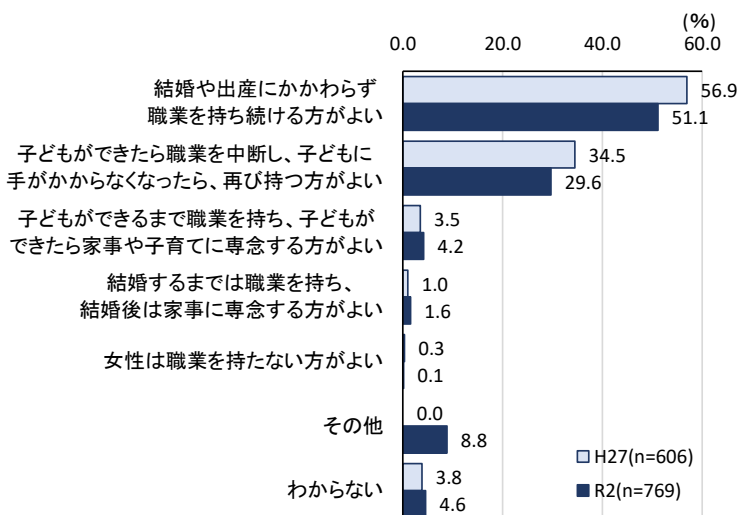
働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進

◆現状・課題と施策の方向性

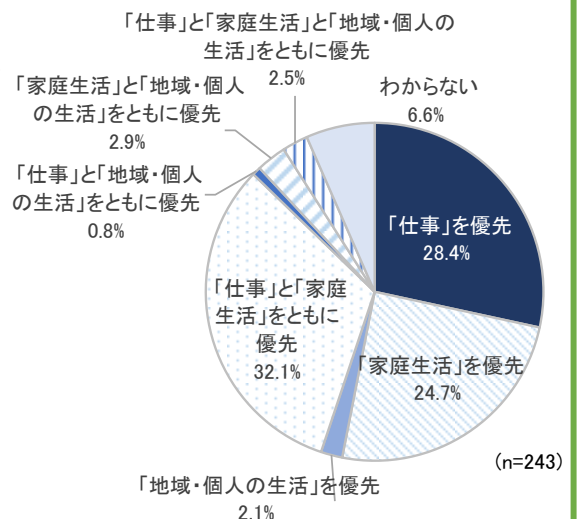
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就業者数は男性が39万人減、女性が70万人減となっており、特に女性の減少幅が大きくなっています（総務省「令和2（2020）年労働力調査」）。その背景として、女性は非正規雇用労働者の割合が高いことが大きな要因となっており、新型コロナウイルス感染症拡大によって今まで見過ごされてきたこと、潜在的にあったことが表面化したといえます。
- 特に母子家庭では、新型コロナウイルス感染拡大などの非常時に、保育園や学校に子どもを預けられないことで育児の負担が増加し、仕事を続けることが難しくなるなど、直接的な影響を受けやすいと考えられます。様々な状況に応じた働き方に関する知識・情報の提供から、育児・介護と両立した多様な働き方の選択、ひとり親が経済的に自立していくための支援や環境の整備等が必要です。
- 市民意識調査では、半数以上が「女性は結婚や出産に関わらず仕事を持ち続ける方がよい」と回答しているものの、家庭生活と仕事の両立の実現には遠い状況がみられます。また、「女性が働き続ける上での問題」については、「育児休業や介護休業制度などが十分整備されていないこと」を挙げる声が半数以上を占めています。
- 家庭生活と両立しながら仕事を続けるためには、子どもの預かりサービスや介護支援といった制度の整備が不可欠です。また、企業等において育児や介護の休業制度の利用促進、在宅勤務や時短勤務、フレックスタイム※25など働く人のニーズやライフスタイルに合わせた多様な働き方ができる取組など、女性も男性も希望する仕事と生活のバランスを叶えることができる環境整備を進めることが必要です。

関連データ

女性が仕事をするに対する考え方



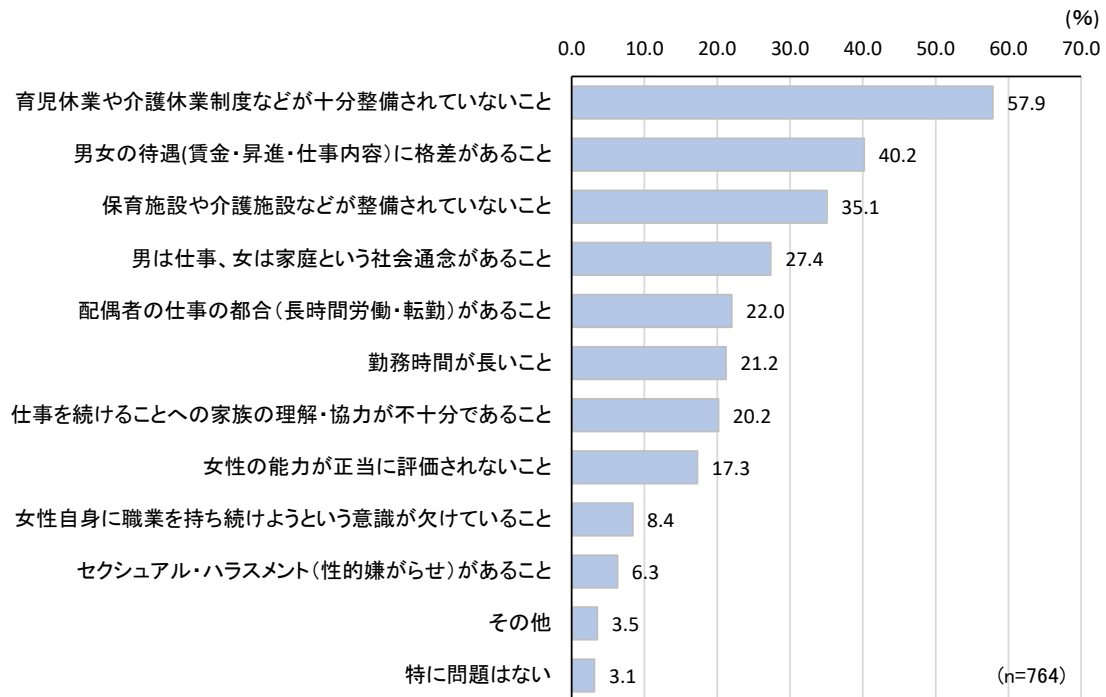
「仕事と家庭生活をともに優先したい」と回答した人のワーク・ライフ・バランスの現実



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2（2020）年度）」

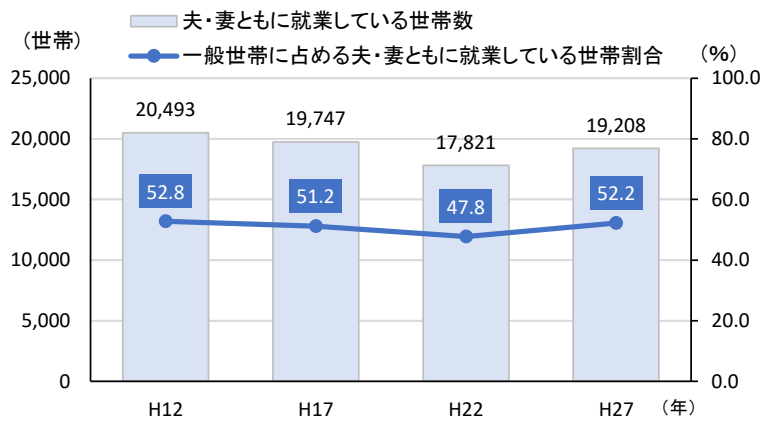
※25 労働者自身が日々の労働時間の長さあるいは労働時間の配置（始業及び終業の時刻）を決定することができる制度。

女性が働き続ける上での問題



出典: 上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)」

夫婦共働き世帯の状況



出典: 国勢調査

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 育休・介護休業等の制度/ワーク・ライフ・バランスの推進

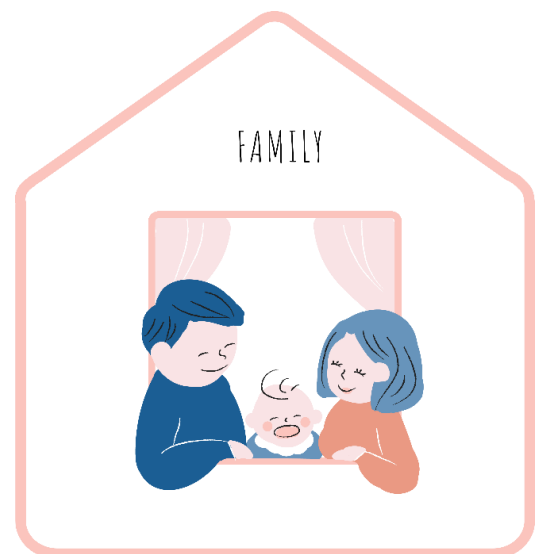
誰もが育児休業等を取得できる環境の実現には、まず制度の理解、周知の徹底が重要です。女性も男性も育児や介護休業を取ることが当たり前となるよう、制度を浸透させることや、取得希望者に対する周囲の理解及び取得促進に向けた環境づくりを推進します。

具体的な内容	担当課
- 制度の利用促進に向けた啓発とワーク・ライフ・バランスの推進 - 家庭内において、仕事を続けていくことへの理解・協力の推進	地域雇用推進課 人権男女共生課

(2) 事業者表彰制度の普及

女性の活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方（在宅勤務、フレックスタイム、時短勤務等や休暇の取得促進が行われている）など、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰します。この表彰の目的や意義を市内事業者、関係団体、市民に周知し、制度の活性化を図ります。

具体的な内容	担当課
- 男女共同参画推進事業者の表彰制度の普及 - イクボス宣言^{※26}、くるみん認定^{※27}、えるぼし認定制度^{※28}の周知促進	人権男女共生課
在宅勤務やテレワーク、フレックスタイムなど、多様で柔軟な働き方の制度やワーク・ライフ・バランスの考え方について、事業者の取組事例の紹介や制度に関する情報発信	人権男女共生課 地域雇用推進課
就職説明会等において、表彰された事業者に関するPRの実施	人権男女共生課 地域雇用推進課



※26 「イクボス」とは職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを意味し、そのような組織の経営者や管理職が「イクボスを目指していくこと」を宣言することを「イクボス宣言」という。

※27 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請をすることで、「子育てサポート企業」と厚生労働大臣から、認定されること。

※28 厚生労働大臣から、一般事業主行動計画の策定・届出を行っている企業が、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たしている優良企業であると認定されること。

(3) 子育てや介護に関する支援の充実

共働き世帯が増加する中、仕事と家事・育児・介護との両立に苦慮している世帯も増えています。特に家事・育児・介護の負担は女性に偏る傾向があります。仕事と家事・育児・介護の両立ができる支援の充実を図ります。

具体的な内容	担当課
- 市のホームページ及び子育てポータルサイト※29を活用し、子育て支援に関する情報発信の充実 - ファミリーサポートセンター事業の周知と利用促進 - 子育て支援団体等との連携・協働による子育て支援の充実	子育て・子育て支援課
働く保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、保育サービスの充実と周知（延長保育、休日保育、一時保育、病児・病後児保育等）	保育課 子育て・子育て支援課
保護者が就労等で不在となる放課後や休業日に安心して過ごせる場として、放課後児童クラブ（児童クラブと学童保育所）を実施	学校教育課
介護を必要とする方やその家族が安心して生活できる、介護サービス、障害福祉サービスの充実と周知	高齢者介護課

(4) 職業能力の開発や再就職支援

女性の能力開発に向けた研修会の実施や資格取得のための学習機会の充実を図ります。また、結婚や子育て、介護などで離職した女性の再就職を支援します。

具体的な内容	担当課
- 女性の就労支援のためのデジタルスキル講座や研修の開催 - 再就職のための各種情報の提供	人権男女共生課 商工課 地域雇用推進課
- 女性が積極的に意思・方針決定過程へ参画できるよう、女性ロールモデルの紹介 - 女性の再就職や転職の支援のために、資格取得支援講座等の実施 - 理工系など女性の進学が進んでいない分野について、女子中高生等の学生が進路選択しやすくするための情報提供と支援	人権男女共生課 学校教育課
- ハローワーク上田及び関係機関との連携強化 - 就労サポートセンターにおける求職者支援のための相談体制の充実	地域雇用推進課 人権男女共生課

※29 ポータル（Portal）は、「玄関」や「入り口」という意味。インターネットにアクセスするときの入り口となる Web サイトのことをポータルサイトと呼ぶ。ポータルサイトは、設置されているコンテンツのリンクをクリックすることで目的の Web ページへ移動でき、上田市の子育てポータルサイトでは、結婚・出産から子育てに関わる情報のページにアクセスが可能。

(5) 多様な働き方に関する情報提供と推進

時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を支援します。また、市で行った起業講座への参加理由として、「自分はやりたい仕事がある。起業というスタイルをとれば、仕事を自分の采配で自由に取ることができる」という意見が多数寄せられました。こうしたことから、多様な働き方の選択肢の一つとして、起業というスタイルを周知するとともに、起業に関心のある女性に対する適切な情報提供やネットワークづくりの支援を行います。

具体的な内容	担当課
• 在宅勤務、フレックスタイム等の多様な働き方に向けた環境づくりを行っている企業の周知	人権男女共生課
• 起業を目指す女性に対して、起業に関する知識等を得られる講座や研修会等の学習機会の提供	商工課 人権男女共生課
• 女性起業家のネットワーク支援	商工課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
仕事と家庭生活をともに優先したい人が実現している割合(%)【男女共同参画に関する市民意識調査】	32.1(R2)	40.0
25～44歳の女性の労働力率(%)【国勢調査】	79.0(H27)	85.0

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	35.6(R2)	45.0
配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得者割合(%)	68.0(R2)	100.0
女性の資格取得講座の参加者数[年間](人)	-	50
ファミリーサポートセンター活動実績件数[年間](件)	1,331(R3)	1,726
一時預かり保育実施園箇所数(箇所)	22(R3)	22



コラム② 諸外国に学ぼう！父親の育児休業取得率アップのための工夫

日本における父親の育児休業取得率は、厚生労働省の「雇用均等基本調査（令和2（2020）年度）」の結果によると12.7%で令和元（2019）年度に比べ5.2ポイントアップし、過去最高を記録しました。背景として、近年の政府の「働き方改革」における男性の育休取得に向けた制度環境の整備や継続的な働きかけの効果や、新型コロナウイルス感染症拡大による家庭生活の変化などがあるとみられますが、「男性の育休取得率を令和2（2020）年に13%、令和7（2025）年までに30%」という政府目標はまだ達成できていません。

一方、日本の育児休業制度自体は取得できる日数が他国に比べ最も長く、休暇中の所得保障が整備されているなど、世界的にみて最も充実しているとユニセフ（国連児童基金）から評価されています^{※30}。せっかくこのような優れた制度がありながら、会社に迷惑がかかるといった利用する側の意識や、取得しにくい職場の雰囲気など制度の運用に課題があり、取得率はなかなか伸びないのが現状です。

北欧をはじめとするヨーロッパ諸国では、父親の育児休業取得率が高く、ユニセフが「家族にやさしい政策世界一」と評価するスウェーデンの取得率は約90%となっています。取得率が高い背景としては、両親が取得できる休暇日数480日のうち、90日は父親に育児休業を割り当てるパパ・クォータ制があることに加え、労働時間の順守や有給を取得する権利が保障されていること、男女の賃金格差がほとんどなく、男女双方が仕事と育児を両立できる労働環境が整えられていることなどが挙げられます。

また、フランスでは、出産時の「父親休暇」の休暇日数を14日から28日に増やし、そのうち7日間の取得を義務化するなど、各国で様々な工夫がみられます。

日本でも、ようやく男性の育児休業の取得を促す「改正育児・介護休業法」が令和3（2021）年6月に成立しました。世界一の育児休業制度が宝の持ち腐れにならないよう、今回の法改正が男性の育休取得につながり、男女共同参画がさらに進むことが期待されます。



※30 ユニセフ（国連児童基金）が令和3（2021）年6月に発表した経済協力開発機構（OECD）および欧州連合（EU）加盟国を対象に、各国の保育政策や育児休業政策を評価し順位付けした新しい報告書『先進国の子育て支援の現状（原題：Where Do Rich Countries Stand on Childcare?）』による。

基本目標 Ⅲ

男女でつくる 安全・安心な社会



重点施策⑥

あらゆる暴力の根絶に向けた取組(DV 対策基本計画)

◆現状・課題と施策の方向

- 内閣府の「男女間における暴力に関する調査（令和2（2020）年度）」によると、配偶者からの暴力（DV）被害経験がある人は22.5%で、概ね4人に1人がDV被害経験者です。男女別にみると、女性25.9%、男性18.4%となっており、女性の方が被害経験者の割合が高く、女性の10人に1人は何度も被害を受けていると回答しています。
- 内閣府の「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書（令和3（2021）年）」によると、DV相談件数は前年同期比で約1.5倍に増加しています。また、令和2（2020）年4月から9月に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ^{※31}支援センター」に寄せられた相談件数は、前年同期の約1.2倍となっており、コロナ禍での生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。
- 家庭内における配偶者等に対する暴力行為の場を、同居する子どもが見ること（面前DV）で2次的影響が起きるなど、DVは複合的かつ連鎖的で見過ごせない危険が潜んでいます。こうした子どもへの影響についても十分配慮する必要があります。
- 市民意識調査の結果では、何が暴力に当たるのかを正しく理解していない人が一定数いました。「DV防止法（配偶者暴力防止法）」という言葉を知らない人が11%、また、4人に1人は「デートDV（交際相手からの暴力）」という言葉を知らないと答えています。男女間暴力について一人ひとりが正しい理解を深め、暴力を根絶していくための啓発を実践していく取組が必要です。
- インターネットやSNSの普及に伴い、DVやハラスメント^{※32}に関する相談内容は年々複雑化・多様化してきており、各種関係機関との連携と情報共有が一層重要になってきています。被害者が相談しやすい体制づくりと、被害者に寄り添った支援等を行うため、相談員は研修等により、的確に助言できる十分な知識や技術を習得するなど相談技術のスキルアップ^{※33}が必要です。また、相談窓口の周知や、被害者の自立につなげていく仕組みづくりも重要です。
- DV被害のため婚姻関係や交際関係を解消しても、つきまとい等の行為が続きストーカー事件に発展することもあります。行政職員は職務上、被害者と接する機会が多いため、DVに関する理解、被害者の個人情報の保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により、被害者にさらなる被害（二次的被害）が生じることをないよう配慮する必要があります。また、相談員が一人で問題を抱え込まないよう、組織として支援や相談を行う体制を構築していく必要があります。

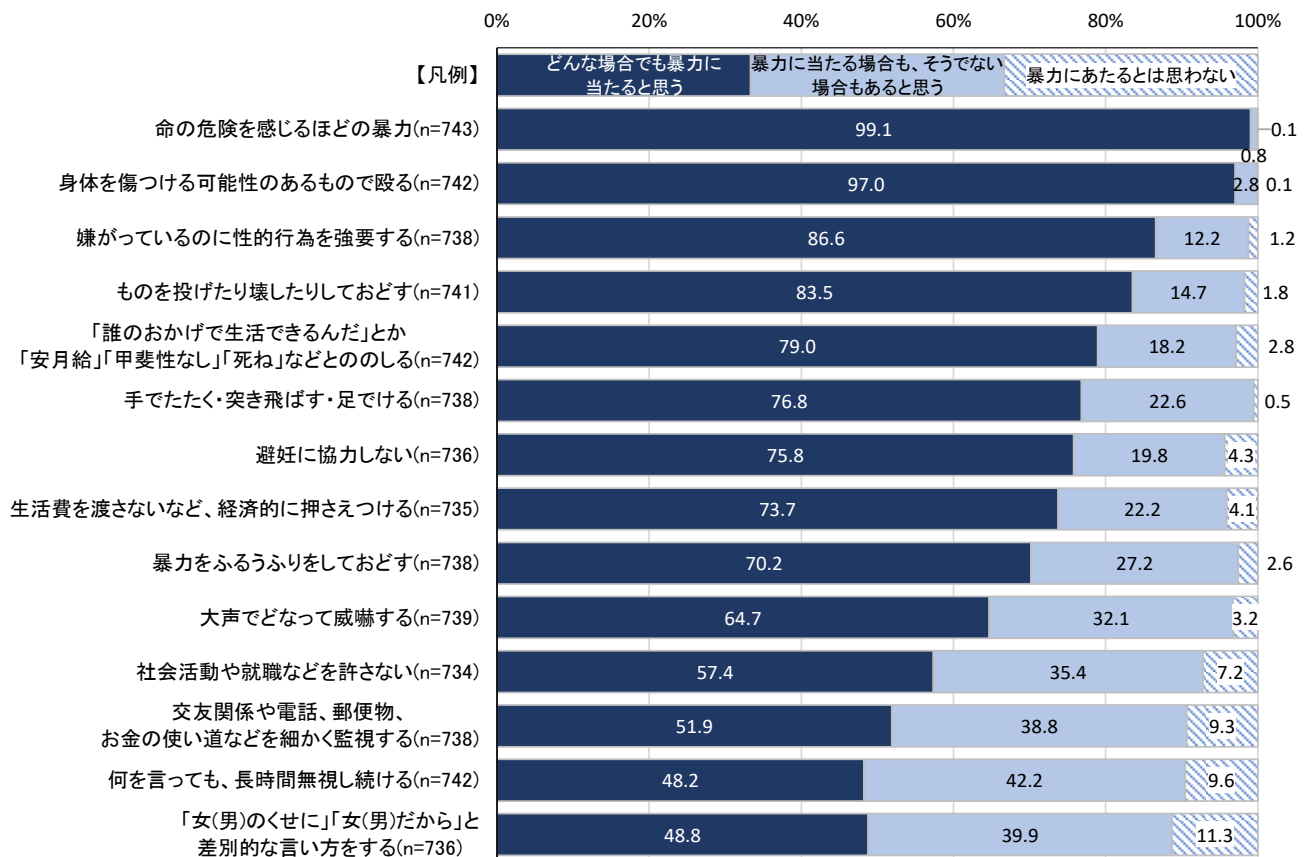
※31 1箇所では様々な用事が足りることを意味する。ここでは、これまで複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1箇所で行えるようにすることを指す。

※32 特定、不特定多数を問わず、他者に対し不愉快な気持ちにさせることや、実質的な損害を与えるなど、不快感を与える行為の一般的な総称。

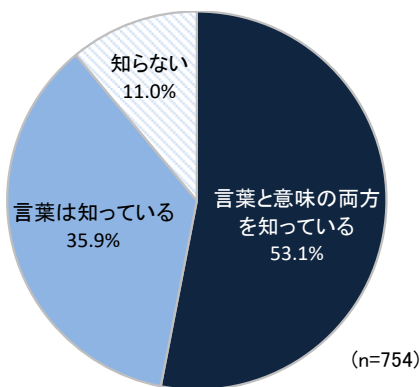
※33 能力や技能、資格のことを「スキル」といい、その「スキル」を向上させることを意味する。

関連データ

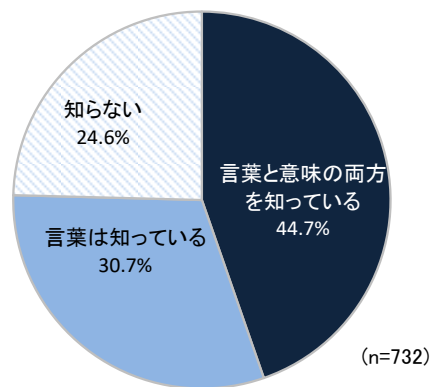
相手から行われる暴力に対する考え方



「配偶者暴力防止法(DV防止法)」の認知度



「交際相手からの暴力(デートDV)」の認知度



出典: 上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査(令和2(2020)年度)」

◆課題解決に向けた主な取組

(1) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

DV、デートDV、性犯罪・性暴力等のあらゆる暴力の根絶に向けて、啓発活動や関係機関等との連携体制強化に努め、被害者の安全確保や支援、相談の充実等を図ります。

具体的な内容	担当課
• DV、性犯罪・性暴力等のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	人権男女共生課
• デートDV防止に向けた意識啓発	人権男女共生課 学校教育課 学園都市推進室
• 子どもに対する暴力（性暴力等）、虐待防止の意識啓発	子育て・子育て支援課 人権男女共生課
• 二次被害の防止に向けた被害者への適切な対応を取るための職員への研修参加の働きかけ	総務課 人権男女共生課 子育て・子育て支援課
• メディアにおける性・暴力表現への対応	マルチメディア情報センター 人権男女共生課

(2) 多様なハラスメント防止のための啓発

様々な立場、年齢、性別、メディアにおいて広がりつつある多種多様なハラスメントについて正しい理解を促進し、防止を図るため、情報発信や学習機会の確保を行います。

具体的な内容	担当課
• セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント ^{※34} などの防止に関する意識啓発	地域雇用推進課 人権男女共生課 総務課



※34 働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントを指す。「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」に並ぶ3大ハラスメントの一つとも言われる。

(3) 危機的な状況にある人や暴力を受けた人への支援・相談体制の構築

多様化・複雑化する相談内容に適切に対応できるよう、各種関係機関とのネットワークを構築し、相談員のスキルアップに努めます。

具体的な内容	担当課
- 相談しやすい仕組みづくりと相談窓口の周知 - 相談員のスキルアップやメンタルヘルスケア^{※35}のための研修会等実施	人権男女共生課
関係機関や地域ネットワークと緊密な連携を取り、相談や援助などの支援体制の充実	子育て・子育て支援課 福祉課 健康推進課
支援等を組織として行う体制づくり	人権男女共生課 健康推進課 子育て・子育て支援課
暴力を受けた被害者に対する支援	子育て・子育て支援課 健康推進課 産婦人科病院 高齢者介護課 障がい者支援課
被害を受けた子どもに対する支援	子育て・子育て支援課 学校教育課 産婦人科病院

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
女性相談員によるなんでも相談(上田市市民プラザ・ゆう)の認知度(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	19.8(R2)	30.0

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
DV 防止法の認知度[言葉と意味の両方を知っている割合](%)【男女共同参画に関する市民意識調査】	51.3(R2)	77.0
デートDVの認知度[言葉と意味の両方を知っている割合](%)【男女共同参画に関する市民意識調査】	42.0(R2)	63.0
女性相談員によるなんでも相談(上田市市民プラザ・ゆう)のカードやポスター等の設置・掲示箇所数[年間](箇所)	2(R3)	10

※35 事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康を保持増進するための措置を指す。

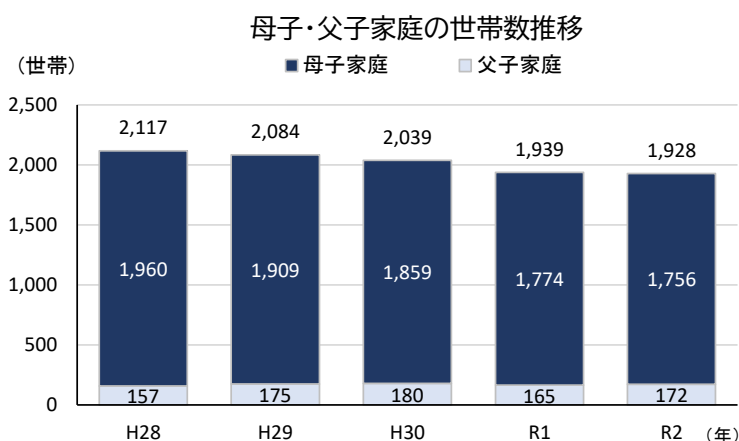
重点施策⑦

貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援

◆現状・課題と施策の方向性

- 就労機会や待遇等における男女格差を背景に、女性の方が様々な社会変化の影響を受けやすく、失業や貧困など生活困難な状態に陥りやすい傾向があります。例えば、ひとり親家庭においては、父子家庭の平均年間収入が398万円なのに対し、母子家庭ではその半分の200万円となっており（厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果報告書（平成28（2016）年）」）、母子家庭の経済的な困窮が子どもの貧困問題にもつながっています。
- 厚生労働省の「国民生活基礎調査（令和元（2019）年）」によると、日本全体の子どもの貧困率※36 13.5%に対して、ひとり親家庭の子どもの貧困率は48.1%と高い割合を示しており、中でも母子家庭は出産や育児等による就労の中断、非正規雇用などを背景に、経済的な困難に陥りやすいと考えられます。本市では母子家庭が父子家庭の10倍以上と多く、生活困難な状態に陥りやすい母子家庭への支援が特に重要と言えます。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、女性の失業率や自殺率の増加など、女性へのしわ寄せが顕著に現れている状況にあります。厚生労働省の「自殺の統計」によると、令和2（2020）年の全国の自殺者数は男性が前年比で23人減なのに対し、女性は935人増となっています。本市でも女性の自殺者が増えており、コロナ禍で顕在化した女性が直面している困難に対して、柔軟かつ早急な対応が必要です。
- 生活困難者は、複合的な課題を抱えているケースが多く、各種関係機関と適切に連携し、スムーズに対応することが求められます。

関連データ



出典：上田市子育て・子育て支援課

コロナ禍における自殺者数の変化

		単位：人	
		R1	R2
全国		20,169	21,081
	男性	14,078	14,055
	女性	6,091	7,026
上田市		29	30
	男性	27	19
	女性	2	11

出典：厚生労働省「自殺の統計」

※36 中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合。

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 困難を抱えたひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭の自立に向け、就業支援や生活上の負担の軽減をはじめ、貧困の連鎖、経済的格差の拡大を生じさせないための支援を推進します。

具体的な内容	担当課
- 相談体制の充実と相談窓口のワンストップ化の促進 - 女性相談・男性相談窓口の周知	子育て・子育て支援課 福祉課 学校教育課 人権男女共生課
- ひとり親家庭に対して就業に有利であり、生活の安定・向上につながる資格取得や学び直しを支援 - ハローワーク上田等の関係機関と連携した就業支援	子育て・子育て支援課
困難を抱えるひとり親家庭に対する経済的支援のための各種制度の周知、利用促進（児童扶養手当福祉医療制度、母子父子寡婦福祉資金貸付、生活保護、生活困窮者自立支援、要保護及び準要保護児童等援助費・特別支援教育就学奨励費）	子育て・子育て支援課 福祉課 学校教育課 人権男女共生課
市営住宅への優先入居制度の利用促進	住宅課

(2) 困難を抱えた女性など支援を必要とする人への取組

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けやすい女性の現状把握や、様々な困難を抱え、支援を必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくりを関係機関との連携により進めます。

具体的な内容	担当課
複合的に困難を抱える女性（外国人等社会的に孤立しやすい女性など）に対する支援	福祉課 人権男女共生課
- 相談しやすい体制と居場所づくり - 情報共有と連携体制の整備 - 経済的・精神的自立を促す講座の開催	人権男女共生課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
資格取得支援事業利用者の再就職割合(%)	100.0(R3)	100.0

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
資格取得支援事業（母子家庭等高等職業訓練促進事業）利用者数[年間](人)	13(R3)	15
相談窓口担当者連絡会の開催回数[年間](回)	1(R3)	2

重点施策⑧

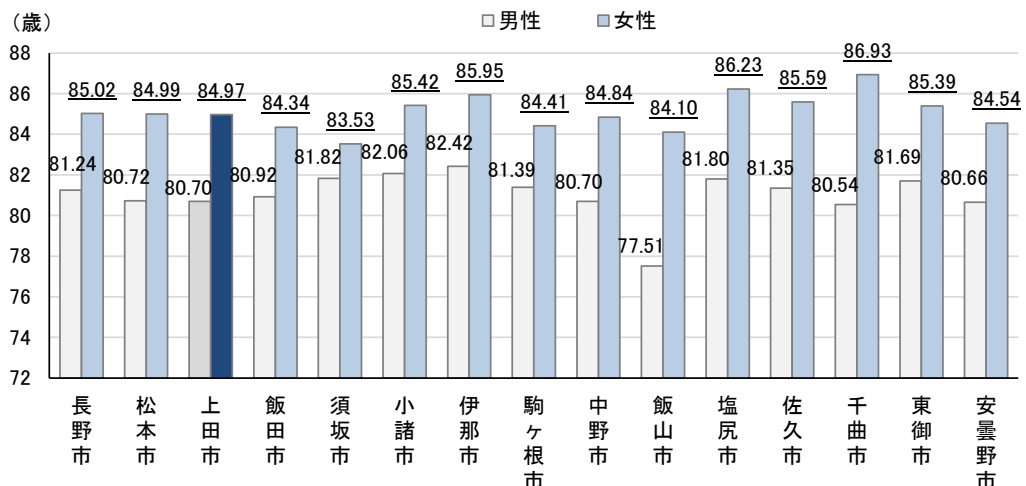
男女ともに健康で過ごすための支援

◆現状・課題と施策の方向性

- 厚生労働省の「簡易生命表（令和2（2020）年）」によると、全国における平均寿命は、女性は87.74歳、男性は81.64歳となっており、いずれも過去最高を更新しています。本市においても、平均寿命は延びており、人生100年時代を男女ともにいきいきと活躍できるよう、健康づくりや介護予防といった健康寿命を延ばす取組が一層重要となります。
- 男女がともに自らの身体について正しい知識を持ち、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を図ることが重要です。特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等で大きく変化するため、そのライフステージに対応した適切な健康の保持増進ができるような取組を推進します。
- 健康を第一に考えた上での生殖、また、子どもを産む・産まない、いつ何人産む等、自身の身体に関わる生殖を自分で決めることは女性の権利です。こうした性と生殖に関する健康と権利（＝リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※37}）についての正しい理解を促進していくことが重要です。
- 人生100年時代においては、現役期間が長くなることも考え合わせながら、健康に自分らしく生きるために、男女双方で家事や介護を補い合えることが重要です。男女ともに生活面で自立していることは、新型コロナウイルス感染拡大などの有事の際における家庭の危機管理対策にもつながります。家庭内の固定的性別役割分担意識の解消や、特に男性に対する家事・介護等のスキルアップの支援を進め、男女ともに長く健康に過ごせる社会を目指します。

関連データ

健康寿命【県内15市比較】



出典：厚生労働省「人口動態調査、介護保険事業状況報告」、長野県「毎月人口異動調査」

※37 人が生涯にわたって差別と強制と暴力を受けることなく、性と生殖に関して身体的、精神的、社会的に良質な健康環境にあることをリプロダクティブ・ヘルスといい、またその状態を享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 生涯にわたる男女の健康支援の推進

人生100年時代における健康寿命の延伸に向けて、関係課と連携しながら、健康づくりや介護予防に取り組み、誰もが健康で自分らしくいきいきと活躍できるよう支援します

具体的な内容	担当課
・ライフステージに応じた健康づくりの充実	健康推進課
・男性を対象とした家事・介護に関する講座の実施 ・男性を対象とした退職後の生活を考えるための講座開催	人権男女共生課 公民館 高齢者介護課

(2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての意識づくり

身体的な性の違いにより、必要な健康支援は異なります。特に女性の妊娠・出産といった生殖に関わる健康問題は女性特有の課題です。こうした違いや特徴に関する理解を進めるとともに、身体的な性に適した健康づくりの取組を進めます。

具体的な内容	担当課
・リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解促進のための講座実施、啓発	産婦人科病院 健康推進課 人権男女共生課
・妊娠から出産まで一貫した母子保健事業の周知・徹底を図り、安心して出産ができる体制づくりの促進 ・予期せぬ妊娠や不妊等に対する相談や情報提供の実施 ・性感染症等についての理解促進、啓発	健康推進課 産婦人科病院

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
リプロダクティブ・ヘルス/ライツという用語の認知度(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	—	10.0

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの講座回数[年間](回)	34(R3)	50
健康づくりの推進に対する市民満足度(%)	44.5(R1)	46.7(R6)

コラム③ 誰もが持っている健康で過ごすための権利～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ～

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、平成6(1994)年にエジプトのカイロで開催された人口問題・持続的経済成長・持続可能な開発をテーマとする国連主催の国際人口・開発会議において提唱されました。「性と生殖に関する健康と権利」と訳されており、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な健康状態にあり、また、その状態を享受する権利のことを意味しています。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、女性自らが自身の身体について正しい情報を入手し、自分で子どもを産む・産まない等の判断をし、健康を享受できるようにしていくことが女性の人権として重要であることが認識されるようになってきました。

男女が互いに身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会を形成する上で大切です。

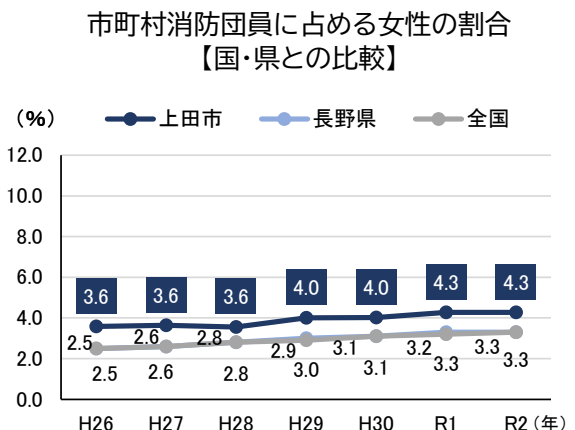
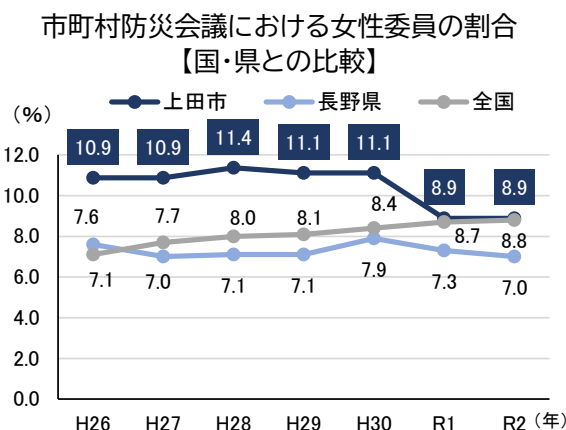
重点施策⑨

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

◆現状・課題と施策の方向性

- 東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の経験を踏まえ、国は令和2(2020)年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を策定しました。このガイドラインで、地方公共団体の男女共同参画部局と危機管理担当部局がより密接に連携し、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性参画を拡大することや、指定避難所の運営における女性の参画を進める取組などが示されました。
- 本市では、これまで男女共同参画の視点に立った防災対策の一環として、男女のニーズの違いに配慮した備蓄品の整備や、自主防災組織活動マニュアルの見直し等を進めていますが、地域防災計画の作成や実施を推進する「上田市防災会議」における女性委員の割合が低いなど課題もあります。地域の防災力向上を図るため、防災対策における男女共同参画を推進し、性別に関わらず、多様な意見が反映される体制づくりが重要です。
- 地域(地域コミュニティ)においても、男女共同参画の視点を取り入れて災害に備えておくことが、災害に強い地域づくりの実現のために必要です。地域における政策・方針決定過程や消防団等の防災組織への女性の参画拡大により、誰もが主体的な担い手であることを認識し、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要があります。こうした地域防災の分野は男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすく、地域における男女共同参画推進にあたっての効果的な導入分野になり得ます。
- 地域防災の中核組織である消防団については、平成5(1993)年に上田市消防団女性消防隊(ペナテス隊)が組織された後、条例定数の5%を目標に女性団員募集を行い、令和3(2021)年4月現在90人(条例定数2,270人の約4%)の女性団員が活動しています。地域防災の中核である消防団員の確保と併せて、女性団員の入団促進は、防災対策や消防活動に女性の視点を取り入れるためにも必要です。

関連データ



出典：上田市・長野県 長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ
全国 内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 防災に関する政策・方針決定過程における男女双方の視点の反映

防災分野に関する重要な政策や方針決定の場へ女性の参画を促進し、女性の視点を活かした災害対策を推進します。

具体的な内容	担当課
・上田市防災会議における女性参画の拡大	危機管理防災課 人権男女共生課
・男女共同参画の視点を踏まえた、災害対応に関する各種マニュアル等の策定・見直し ・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえた避難所の運営及び環境の整備	危機管理防災課

(2) 地域防災活動における男女共同参画の推進

地域コミュニティにおいて、誰もが主体的な担い手であることを認識し、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営など、男女共同参画の視点を活かした地域防災力の向上を促進します。

具体的な内容	担当課
・消防団や自主防災組織等、地域の防災活動への女性参画の促進	消防総務課 危機管理防災課
・自主防災組織リーダー研修会や出前講座等の機会を通じた、男女共同参画の視点を取り入れた防災知識の普及 ・男女のニーズの違いや男女共同参画の視点に配慮した避難所運営訓練等の実施	危機管理防災課
・災害復興において男女共同参画の視点を取り入れた自治会等関係組織との連携	市民参加・協働推進課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
上田市防災会議の女性委員の割合(%)	6.7(R3)	11.0
上田市消防団の女性団員の割合(%)	4.0(R3)	5.0

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
自主防災組織の防災訓練の女性参加率(%)	—	20.0



第1節

用語解説

よみ	用語	解説
あ行	ICT (アイシーティー)	「Information and Communication Technology」の略称であり、情報通信技術の意味。IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと区別される。
	アジェンダ	Agenda(アジェンダ)とは、協議事項などと訳され、特に政治・政策的な分野で、検討課題、行動計画の意で用いられることが多い。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、平成27(2015)年の国連持続可能な開発サミットでの成果文書であり、その目標として、令和12(2030)年までに達成すべき17の持続可能な開発目標(SDGs)を掲げている。
	アンコンシャス・バイアス	無意識による偏ったモノの見方のこと。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」等と表現されることもある。
	イクボス宣言	「イクボス」とは職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のことを意味し、そのような組織の経営者や管理職が「イクボスを目指していくこと」を宣言することを「イクボス宣言」という。
	一般事業主 行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取組にあたり、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。なお、国や地方自治体では、「特定事業主行動計画」として策定している。
	AI (エーアイ)	「Artificial Intelligence(アーティフィシャル・インテリジェンス)」の略称であり、人工知能の意味。コンピューターで人間の脳と似たような働きをするシステムを作る技術のことを指す。
	LGBT(Q) (エルジービー ティー(キュー))	Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、心と体の性別が一致しないひと)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。最近ではLGBTQともいわれ、LGBTQの「Q」とは、性的マイノリティ全般を表す「Queer(クィア)」、もしくは自分の性のあり方をはっきりと決められない、わからない人、又は決めたくない、決めないとしている人を表す「Questioning(クエスチョニング)」という2つの言葉を意味している。
	えるぼし認定 制度	厚生労働大臣から、一般事業主行動計画の策定・届出を行っている企業が女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たしている優良企業であると認定されること。
か行	キャリア教育	子どもたちが将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしく生きていけるよう、一人ひとりの基礎能力を発達させ、社会的・職業的な自立を促す教育のこと。

よみ	用語	解説
	くるみん認定	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請をすることで、「子育てサポート企業」と厚生労働大臣から、認定されること。
	子どもの貧困率	中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合。
さ行	3次産業	3次産業は、商業から金融・保険業、運輸業などの様々な業種を指す。特に、医療や福祉、宿泊業などの業種に女性が多く携わる傾向にある。なお、1次産業は、食料や木材などを生産する農業・林業・漁業、2次産業は製造業・建設業・鉱業などを指す。
	ジェンダー	生物学的性別をセックスと呼ぶのに対して、性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性別を指す言葉として用いられる。
	ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラムが平成17(2005)年より公表しているレポート Global Gender Gap Report(『世界男女格差レポート』)にて公表されている、世界各国の男女格差を示す指標。スコアはランキングの形で示される。指標は経済・政治・教育・健康の4分野を総合してつけられる。令和3(2021)年において、日本は156か国中120位と低位にあり、理由として、「政治分野」における国会議員の女性割合や「経済分野」における管理職の女性の割合が低いことなどが指摘されている。
	自治会三役	会長、副会長、会計を自治会三役と呼ぶ。
	審議会	行政機関が意思決定を行う際、民意の反映や、専門的知識を持つ有識者などから意見を求める場として設置されている。今回の第4次上田市男女共同参画計画では、市民及び学識経験を有する者で構成されている「上田市男女共同参画推進委員会」を設置し、審議を重ねてきた。
	スキルアップ	能力や技能、資格のことを「スキル」といい、その「スキル」を向上させることを意味する。
	性別違和	体の性(生まれたときの性別)と心の性別が一致していない感覚のこと。強い苦痛を覚えたり、日常生活に支障をきたしたりすることもある。
た行	Society (ソサエティ)5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において、国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
	ダイバーシティ	多様性、相違点、多種多様性といった意味を持つ言葉。経営・人事などの分野で「雇用する人材の多様性を確保する」という意味で用いられることが多い。個性の違いを積極的に肯定・尊重し、偏見や差別の意識に捉われずに、均等に雇用機会や待遇を提供するという理念に基づく。また、適材適所で実力を発揮することで、柔軟で創造的な企業活動の実現が期待できるという実利的な意義もあるため、現代の企業経営において重要な指針と位置づけられている。
	DV(ディーブイ)	「Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)」の略称であり、家庭内暴力の意味。家族の間で行われる身体的又は精神的虐待行為に加え、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味も含む。
	デジタルスキル	インターネットやパソコン等の情報通信技術を使いこなす能力のこと。
	テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことを指す。
は行	ハラスメント	特定、不特定多数を問わず、他者に対し不愉快な気持ちにさせることや、実質的な損害を与えるなど、不快感を与える行為の一般的な総称。

よみ	用語	解説
	PDCAサイクル	生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
	フレックスタイム	労働者自身が日々の労働時間の長さあるいは労働時間の配置（始業及び終業の時刻）を決定することができる制度。
	包括的性教育	「自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的・性的関係の構築、個々人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識や態度等を身に付けさせること」を目的としたジェンダー平等や多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育。
	ポジティブ・アクション	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人々に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現するため、目標数値を決め、その数値に達するよう、個々の企業等が行う自主的かつ積極的な取組のこと。
	ポータルサイト	ポータル（Portal）は、「玄関」や「入り口」という意味。インターネットにアクセスするときの入り口となる Web サイトのことをポータルサイトと呼ぶ。ポータルサイトは、設置されているコンテンツのリンクをクリックすることで目的の Web ページへ移動でき、上田市の子育てポータルサイトでは、結婚・出産から子育てに関わる情報のページにアクセスが可能。
ま行	マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントを指す。「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」に並ぶ3大ハラスメントの一つとも言われる。
	メンタルヘルスケア	事業者が講ずるよう努めるべき労働者の心の健康を保持増進するための措置を指す。
ら行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	人が生涯にわたって差別と強制と暴力を受けることなく、性と生殖に関して身体的、精神的、社会的に良質な健康環境にあることをリプロダクティブ・ヘルスといい、またその状態を享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。
	労働力率	15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。
	ロールモデル	目指したいと思う模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる人のこと。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	やりがいや充実感を感じながら「仕事」をするとともに、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
	ワンストップ	1箇所ですべての用事が足りることを意味する。ここでは、これまで複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1箇所で行えるようにすることを指す。

1 策定体制

本計画策定にあたっては、各種調査の実施や委員会での審議、パブリックコメントを通して広く市民の意見を聴取し、反映しています。

(1) 市民意識調査や事業所へのヒアリング等の実施

男女共同参画に関する意識や実態を把握するために行った市民意識調査、子どもや大学生へのアンケートの結果と、事業所への聞き取り内容を計画に反映しています。

(2) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、より幅広い市民の意見を計画へ反映しています。

<公開場所> 市ホームページ、市公共施設8箇所

<意見総数> 42件

(3) 庁内における意識調査の実施

庁内における男女共同参画に関する意識や実態を把握するために行った上田市職員向けのアンケート結果を計画に反映しています。

(4) 上田市男女共同参画推進委員会における審議

市民及び学識経験を有するもので構成している「上田市男女共同参画推進委員会」において審議を重ね、委員会で出た意見を計画に反映しています。

(5) 男女共同参画に精通した講師や学識経験者からのアドバイス

男女共同参画に関する専門的な知識を有する講師や学識経験者等にアドバイスをいただき、その意見を計画に反映しています。

2 策定経過

日付	策定経過	協議内容
令和3(2021)年5月14日	第1回上田市男女共同参画推進委員会	・令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査結果の説明 ・第4次上田市男女共同参画計画策定に係る学習会
令和3(2021)年6月2日	第1回上田市男女共同参画施策推進庁内会議	・男女共同参画策定に係る学習会
令和3(2021)年7月15日	第2回上田市男女共同参画推進委員会	・男女共同参画に関する大学生・子ども(中学生)のアンケート結果報告 ・現行計画の振り返り
令和3(2021)年8月11日	第3回上田市男女共同参画推進委員会	・計画骨子案
令和3(2021)年9月24日	第4回上田市男女共同参画推進委員会	・計画素案
令和3(2021)年11月12日	第5回上田市男女共同参画推進委員会	・計画素案
令和3(2021)年 11月19日～12月20日	パブリックコメントの実施	
	計画案に関する意見を聴く会の実施(男女共同参画推進団体)	
令和4(2022)年1月14日	第6回上田市男女共同参画推進委員会	・パブリックコメント結果の確認と対応
令和4(2022)年3月1日	第7回上田市男女共同参画推進委員会	・答申

第3節

上田市男女共同参画推進委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1	丸山 理英子	公益財団法人日本骨髓バンク	会長
2	下倉 亮一	公益社団法人長野県長寿社会開発センター	副会長
3	柿蔭 宣江	元武石地域総合センター整備検討委員	
4	笠原 邦正	社会福祉法人上田市社会福祉協議会	
5	金子 幸恵	さなだ共同参画ネットワーク	
6	柴田 隆一	上田市西部公民館社会教育指導員	
7	宮島 範雄	上田市自治会連合会	
8	竹内 梨恵	うえだ共同参画ネットワーク	
9	山浦 和江	丸子女性団体連絡協議会	
10	綿内 美鈴	女と男うえだ市民の会	

上田市男女共同参画推進条例

平成18年12月21日公布

条例第318号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条—第21条)

第3章 上田市男女共同参画推進委員会(第22条—第28条)

第4章 補則(第29条)

附則

私たちの上田市は、豊かな自然に恵まれ長い歴史と文化をはぐくみ、自由画教育、上田自由大学、現代婦人教養大学等の先駆的な教育を実践してきた文化の薫り高い東信の中核都市である。

すべての人が性別にとらわれることなく、互いに人権を尊重し、自らの意思に基づいて個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、私たち市民の切なる願いである。

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際婦人年以降の世界的な取組と連動する中で女性の地位の向上に向けた法制上の整備がされてきた。

男女共同参画社会基本法は、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等わが国の社会経済情勢の急速な変化に対応し、あわせて世界のすう勢である男女共同参画社会の実現を最重要課題として位置付けている。

上田市においては、これまでも男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画計画の策定等さまざまな施策を推進してきた。しかし、依然として性別によって役割を固定的にとらえる意識は根強く、特に意思決定の場への女性の参画が不十分な状況にあり、男女平等の達成に向けて多くの課題が残っている。

心豊かに安心して暮らせる社会を築いていくためには、市民一人ひとりが個性をはぐくみ、持てる力を発揮し、男女がともに家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野に積極的に参画することが必要である。

ここに、豊かで活力ある上田市を築くため、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり行われなければならない。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊重が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかにかかわらず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職場、地域、その他のあらゆる分野における活動を行うことができるよう配慮されること。

(3) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げるものがないよう配慮されること。

(4) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、男女が互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。

(6) 男女間における暴力の根絶

男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること。

(7) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会におけるその取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市長は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県その他の地方公共団体、市民、事業者及び教育関係者と連携し、取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民(市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。以下同じ。)は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市長が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者(市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。以下同じ。)は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めるとともに、市長が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者(市内において、家庭教育、幼児教育(保育を含む。)、学校教育、職場教育及び社会教育その他のあらゆる教育に携わる者をいう。以下同じ。)は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による人権侵害行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(3) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。)

2 市長は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他の啓発に努めるものとする。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 すべての人は、広告、ポスター、看板等公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現

(2) 不必要に女性の身体を強調する等の過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する上田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市長は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり取り組むよう配慮するものとする。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を上田市男女共同参画推進委員会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(市民等の理解を深めるための啓発)

第13条 市長は、男女共同参画の推進について、市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるために必要な広報その他の啓発を行うものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第14条 市長は、男女がともに家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習の機会の充実)

第15条 市長は、男女共同参画に対する関心と理解を深めるため、学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育における男女共同参画に関する教育及び学習の機会の充実に努めるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第16条 市長は、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画の推進に関して行う活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(政策決定過程等への男女共同参画の推進)

第17条 市長は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会に格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究を行うとともに、市民、事業者及び教育関係者に対して情報の提供を行うものとする。

(事業者の報告及び表彰)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況、参画状況その他の男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができる。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者に対し、上田市男女共同参画推進委員会の意見を聴いて、これを表彰することができる。

(苦情及び相談への対応)

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められる要因による人権侵害に関し、市民から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定による申出に対応するため、上田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備)

第21条 市長は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる推進体制の整備に努めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画調整し、及び実施するための必要な体制の整備
- (2) 男女共同参画を推進するための必要な拠点の整備
- (3) 男女共同参画計画に基づく施策を実施するための財政上の措置その他必要な措置

第3章 上田市男女共同参画推進委員会

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、上田市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第23条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策に関する事項
- (3) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の評価に関する事項
- (4) 事業者の表彰に関する事項
- (5) その他男女共同参画の推進に関する事項

(組織)

第24条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、市民、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第28条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

第4章 補則

(補則)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(上田市男女共同参画推進委員会条例の廃止)

2 上田市男女共同参画推進委員会条例(平成18年上田市条例第161号。次項において「廃止条例」という。)は、廃止する。

(廃止条例の経過措置)

3 この条例の施行前に廃止条例の規定に基づき委嘱された委員は、この条例の相当規程に基づき委嘱された委員とみなし、その任期は通算する。

第5節

国連の女性問題への取組と日本の動き

日付	国連	日本
昭和23年 (1948年)	世界人権宣言	
昭和42年 (1967年)	女性差別撤廃宣言	
昭和50年 (1975年)	国際婦人年世界会議(メキシコシティ)	
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定 (計画期間:昭和52年度～61年度)
昭和54年 (1979年)	「女子差別撤廃条約」採択	
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)	「女子差別撤廃条約」署名
昭和56年 (1981年)		「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のための将来戦略」採 択(計画期間:1986年～2000年)	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布
昭和62年 (1987年)		「西暦 2000 年における新国内行動 計画」策定(計画期間:昭和62年度～ 平成12年度)
平成2年 (1990年)	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦 略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告 及び結論」採択	
平成3年 (1991年)		「西暦 2000 年における新国内行動 計画」第一次改定
平成5年 (1993年)	「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	
平成7年 (1995年)	「北京宣言及び行動綱領」採択	
平成11年 (1999年)	「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」公布・施行
平成13年 (2001年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律」公布・施行
平成27年 (2015年)	「持続可能な開発目標(SDGs)」採択	「女性活躍推進法」公布・施行

出典:国際連合「国連の女性問題への取り組みと日本」

内閣府男女共同参画局「国際婦人年(1975年)以降の国連及び国内の動きと最近の国際的動向」

うえだカラフルプラン

第4次上田市男女共同参画計画 ～ともに認め合い、輝いて生きるために～

令和4年3月発行

編集・発行 上田市市民まちづくり推進部人権男女共生課

〒386-0014

上田市材木町一丁目2番2号

電話 0268-23-5245

FAX 0268-27-3123

<http://www.city.ueda.nagano.jp>



